

第4期

菊池市地域福祉計画・地域福祉活動計画



令和6年3月

菊池市・菊池市社会福祉協議会

はじめに



人口減少や少子高齢化等の進行など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、生活困窮や虐待、高齢者の孤独死、育児と介護のダブルケア、80代の親が50代の子どもの生活を支えなければならない8050問題など、様々な生活課題も複雑化・複合化してきています。

これらの課題を解決するためには、行政だけではなく、地域住民や事業所等がお互いに協力して「地域福祉」の充実を図ることが重要になります。

また、頻発している自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、「地域福祉」の根幹を成す人と人とのつながりや、地域での支え合い、助け合いの大切さもあらためて見直されてきています。

このような状況の下、本市では、平成30年度に策定した「第3期菊池市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、「自助・互助・共助・公助」の観点から、各種施策を積極的に推進してまいりました。

この度、令和5年度で期間が終了する前計画の取組を継続するとともに、新たな課題や市民のニーズに対応していくため、令和6年度から5年間を計画期間とする「第4期菊池市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

策定にあたっては、市民3,000人へのアンケート調査や、区長、民生委員・児童委員、高校生へのグループインタビュー等により地域の課題などについてご意見をいただくとともに、菊池市地域福祉計画策定委員会において検討・協議を重ねてまいりました。

この計画では、市民が「つどい、つながり、つづける」福祉のまちを基本理念として掲げ、横断的目標を「コロナ禍からの再生」「誰一人取り残さないまちづくり」、基本目標を「誰もががつどえる地域コミュニティづくり」「地域の担い手の輪を広げ見守り支え合うつながりづくり」「一人一人がいきいきと住みつけられるまちづくり」として、地域福祉の推進に向け、各種施策を展開するものです。

本市といたしましては、全ての人の人権が尊重され、年齢や障がいの有無などに関係なく、住み慣れた地域でその人らしく、安心して自立した生活を営むことができる地域共生社会の実現に向け、社会福祉協議会との連携を深め、市民の皆さまと協働して取り組んでまいりたいと考えております。引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました菊池市地域福祉計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、アンケートやグループインタビューなどへのご協力、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの市民の皆さま・関係団体に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

菊池市長 江頭 実

はじめに



令和元年度に「第3期菊池市地域福祉計画（市計画）」と一体的に策定した「第3期地域福祉活動計画」が令和5年度をもって計画期間満了を迎えることから、菊池市社会福祉協議会では、新たな計画の策定を進めてまいりました。

第3期計画では、「ともにつながり支え合い、誰もが安心して暮らせる菊池」をめざして、地域福祉の推進に努めてまいりましたが、期間のほとんどが新型コロナウイルス感染症拡大によって、事業や活動が縮小、中止されるとともに、世の中では、リモートワーク、リモート学習等社会のオンライン化が一挙に拡大することになりました。

新型コロナウイルス感染症の影響は、私達の社会生活や福祉を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしました。少子高齢化や核家族化などに伴う人間関係の希薄化が一段と深刻化するとともに自治会等の活動も中止に追い込まれ、住民同士の交流の減少や組織力の低下を招くような事態となりました。社会福祉協議会においては、そうした中、十分とは言えませんが、第3期計画に掲げた目標達成に向け、市をはじめ関係者・関係機関と連携・協働しながら、住民主体の地域づくりや支え合い活動、地域福祉に関する啓発に取り組んで参ってきたところです。

しかしながら、地域では、8050問題、孤独死、ひきこもり、ヤングケアラーなど従来の福祉サービスや制度では対応が困難な新たな課題が生じており、社会的孤立を起因としたこれらの問題は、ますます深刻化することが予測されています。また、自然災害が頻発する中、地域における住民同士の共助・互助の重要性が、改めて問い直されているところです。

やはり、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会の構築や地域福祉の課題解決の鍵は、年齢や性別、障がいの有無などを超えて住民同士がつながりあって、支え合うことのできる地域づくりにあると言っても過言ではないと考えます。そのためには、地域の関係者・関係機関の皆様はもとより、一人でも多くの市民の皆様が地域福祉に関心を持っていただき、福祉のまちづくりに参画いただくことが不可欠です。

今回策定した「第4期菊池市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、「つどい・つながり・つづける福祉のまち」を基本理念に、更に「コロナ禍からの再生」「誰一人取り残さないまちづくり」を横断的目標に掲げました。これまで社会福祉協議会が皆様とともに進めてきた小地域福祉活動をはじめとする各種事業、またそれにより築かれたネットワークを基盤としながら、皆様方、そして地域のパートナーとして地域共生社会の実現に努力を重ねて参りたいと考えています。社会福祉協議会へのご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、ご尽力いただいた計画策定委員の皆様をはじめ、グループインタビューやアンケート調査等を通し貴重なご意見やご協力をいただきました市民の皆様、関係機関の皆様には厚くお礼を申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人菊池市社会福祉協議会 会長 木村利昭

目 次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の背景	1
2	地域福祉の意義と地域福祉計画・地域福祉活動計画の定義	1
3	計画の位置付けと期間	3
4	菊池市地域福祉のこれまでの取り組み	5
5	改正社会福祉法について	7
第2章	菊池市の地域福祉をめぐる現状と課題	8
1	菊池市の現状	8
2	第3期計画の評価と分析	16
3	各種調査結果について	21
4	本計画における課題と分析	50
第3章	計画の目指す方向性	52
1	基本理念	52
2	横断的取組目標	52
3	計画の基本目標	53
4	計画の体系図	54
第4章	施策の展開	55
	基本目標1 誰もがとどえる地域コミュニティづくり	55
	基本目標2 地域の担い手の輪を広げ見守り支え合うつながりづくり	59
	基本目標3 一人一人がいきいきと住みつづけられるまちづくり	64
第5章	重層的支援体制整備事業実施計画について	69
1	計画の趣旨	69
2	計画の位置付け	69
3	計画の目的	69
4	計画の期間	69
5	実施事業について	70
6	支援会議・重層的支援会議	73

第6章 自殺対策計画について	75
1 計画の趣旨	75
2 計画の位置付け	75
3 計画の期間	75
4 自殺対策における基本施策について	76
5 自殺対策における重点施策について	77
第7章 計画の進め方	78
1 行政の役割	78
2 社協の役割	79
3 計画の推進体制	80
4 計画の進行管理と評価	81
資料編	82
1 菊池市地域福祉計画策定委員会条例	82
2 菊池市地域福祉計画策定委員会委員名簿	84
3 計画の策定経過	85
4 用語集	86

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

菊池市では、「ともにつながり支え合い 誰もが安心して暮らせる菊池」を目指して、令和元年度から「第3期菊池市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「前回計画」といいます。）に基づき、地域福祉を推進してきました。

国では、平成30年4月施行の改正社会福祉法において、市民一人ひとりがつながり、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が示されました。

また、令和3年4月施行の改正社会福祉法では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として「重層的支援体制整備事業」が創設され、関係機関及び庁内との連携を強化し、福祉制度を活用した包括的な支援体制を構築していくことが求められました。

菊池市においては、地域の実情に応じて、様々な団体・関係機関等が行う福祉事業の充実を目指し支援等を行ってきました。しかし、地域の課題が複雑化・複合化し、公的サービスをはじめ、各機関の個別支援だけでは解決が困難なケースが増加するなど、市民がお互いに助け合い、支え合う仕組みをつくる地域福祉の重要性が、より一層高まってきています。これらの状況を踏まえ、すべての人々を対象とする地域福祉体制の確立を目指し、「第4期菊池市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 地域福祉の意義と地域福祉計画・地域福祉活動計画の定義

「社会福祉法」の中で、今後の社会福祉の基本理念の一つとして、「地域福祉の推進」という項目が掲げられました。

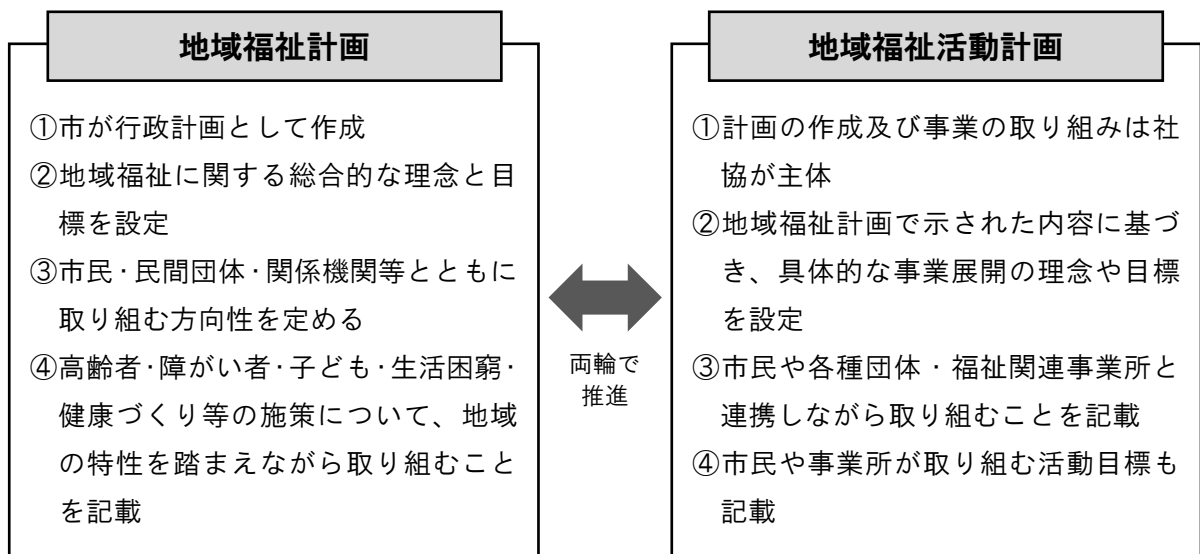
「地域福祉」とは、制度による福祉だけでなく「身近な暮らしの場」で地域の福祉資源（施設や人材等）を活用し、地域で工夫して進める福祉のことです。社会的弱者に対する公的な福祉サービスとは異なり、地域に暮らす多様な人々が抱える生活課題を、市民、事業者、行政等、地域の様々な立場の人たちが互いに協力して課題解決を図るものと位置付けられました。

「地域福祉」の推進にあたっては、安全・安心が実感できる住み慣れた地域で、自立的、自発的な日常生活が継続できるよう地域において協働して支え合うことが大切です。そして、市民同士が地域の福祉課題に対する問題意識を共有し、解決のために協働することで、人々のつながりが強化され、地域の活性化や地域社会の再構築につながると考えられます。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、福祉の視点での総合計画となります。市の施策を地域福祉の視点で組み立て、「地域共生社会の実現」を目指すための市としての取り組み方針を掲げるものとなり、社会福祉法第 109 条に基づく組織である社会福祉協議会（以下「社協」という。）の活動の指針ともなります。

「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」の示す方針に基づきながら、地域福祉活動を担う社協の活動内容を示すもので、市民・各種団体・福祉関連事業所等が地域福祉推進のために取り組む事業の項目・内容を整理するものとなります。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画のイメージ



■社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 計画の位置付けと期間

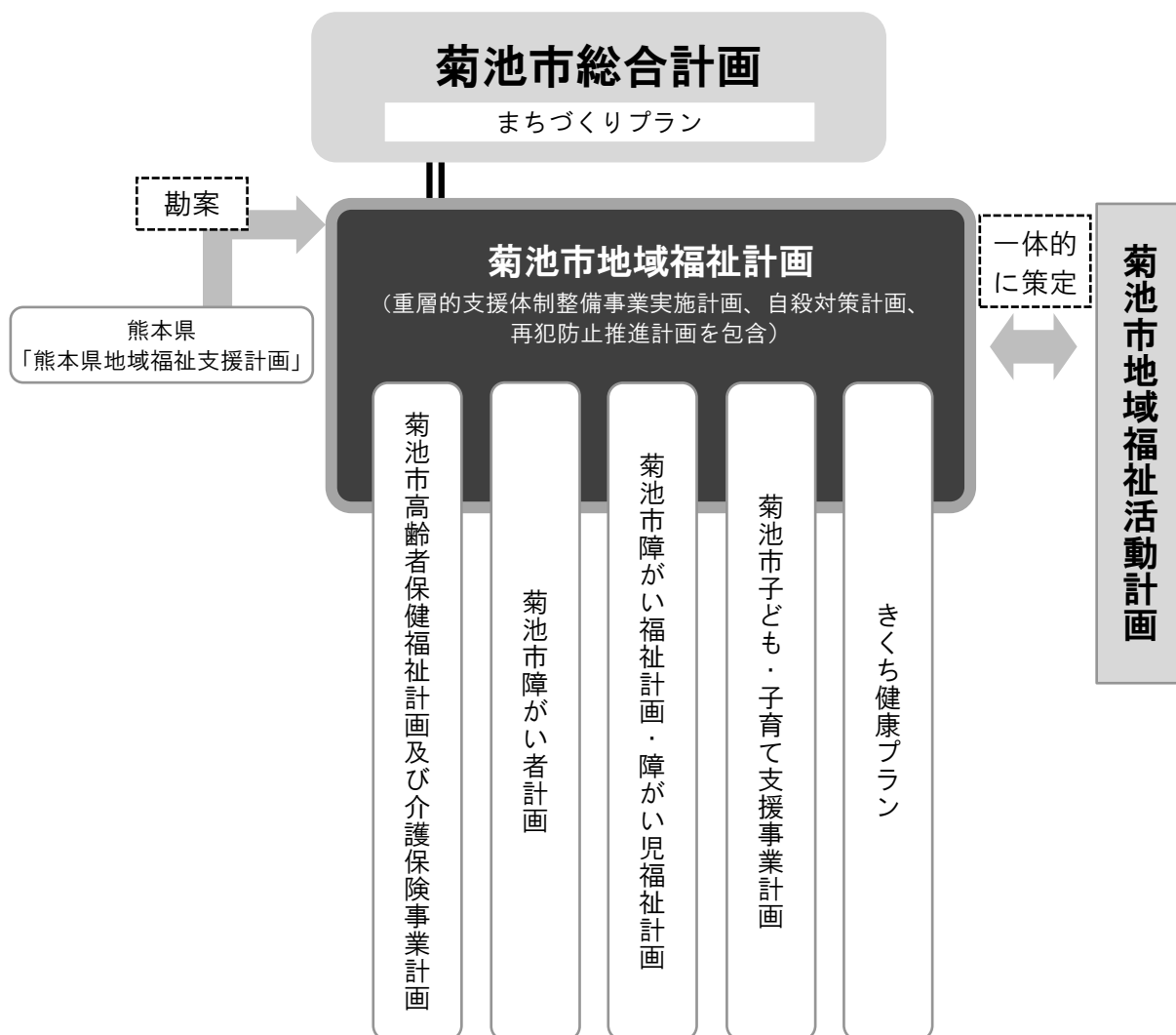
(1) 計画の位置付け

本計画は、「菊池市総合計画」に則した福祉分野の計画です。

また、この地域福祉計画は、福祉分野の個別計画である「菊池市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「菊池市障がい者計画」「菊池市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「菊池市子ども・子育て支援事業計画」「きくち健康プラン」などとの整合を図るとともに、これらの個別計画の横断的な地域の取り組み、地域福祉推進のための共通理念や福祉ビジョンを明らかにしていきます。

なお、本計画から「社会福祉法」に基づき推進する重層的支援体制整備事業の方向性や内容を定める「重層的支援体制整備事業実施計画」、また、「自殺総合対策大綱」に基づき、地域の実情を踏まえながら「いのち支える自殺対策」の理念を実現するための「自殺対策計画」、さらに、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、罪を犯してしまった人が円滑に社会復帰できる地域をつくることを目的とする「再犯防止推進計画」の内容を包含して策定します。

■計画の位置付け



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度の5年間とします。なお、毎年度の取り組みを評価し、次年度に反映しつつ、関連計画についても計画の評価だけでなく、毎年度の評価や見直しを関係部門と調整することで、取り組みの整合性を図ります。

■本計画と関連計画の計画期間

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
菊池市総合計画	第2次	第3次（～R11）						
菊池市地域福祉計画・地域福祉活動計画	(R元～) 第3期			第4期（本計画）				
菊池市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	第8期			第9期			第10期	
菊池市障がい者計画	(H29～) 第2期			第3期				
菊池市障がい福祉計画・障がい児福祉計画	第6期・第2期			第7期・第3期			第8期・第4期	
菊池市子ども・子育て支援事業計画	(R2～) 第2期				第3期			
きくち健康プラン	(R2～) 第2次				第3次			



高齢者と戸崎小児童の交流（今区サロン）

4 菊池市地域福祉のこれまでの取り組み

平成 17 年に菊池市、七城町、旭志村、泗水町の新設合併が行われ、新市が発足し、それまでの取り組みとしての旧菊池市内 11 地区社協に加えて、七城、旭志、泗水地区でもワークショップを開催し、市民の意見を取り入れた計画として平成 20 年度に「第 1 期菊池市地域福祉計画」を策定しました。

平成 25 年度の第 2 期計画策定においては、市と社協が地域福祉の理念や活動の方向性を共有し、相互連携を図ることでそれぞれの役割・機能を活かしながら実践していけるよう、市の全体的な理念や仕組みを掲げる「地域福祉計画」と具体的な取り組みを実践・実行する「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。

平成 30 年度の第 3 期計画策定では、厚生労働省から「地域福祉計画策定ガイドライン」が示され、「地域共生社会」を目指すために地域福祉計画として記載すべき内容や方向性が決められました。ガイドラインに基づき、網羅的な施策展開を行うとともに、地域座談会や高校生ワークショップを行うなど、若者の意見も取り込みながら策定を行いました。

今回は、これらの経緯を踏まえつつ、さらに「重層的支援体制の整備」や「複雑化・複合化する地域課題」に対応するための視点を取り入れながら計画を策定するものとします。

■菊池市地域福祉のこれまでの取り組み

平成 20 年度	<p>第 1 期地域福祉計画策定（計画期間：平成 21 年度～平成 25 年度）</p> <p>菊池 11 地区社協、旭志 4 地区、七城 3 地区、泗水 4 地区の計 22 地区で各 2 回の住民ワークショップを実施し、その内容を元に計画の 4 つの柱を設定。</p> <p>【計画の柱】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 意識づくり・人材育成 2. 地域支え合いの活動推進 3. 身近で多様な福祉サービスの展開 4. 福祉でまちづくり
平成 21 年度	<p>第 1 期地域福祉活動計画策定</p> <p>地域福祉計画の 4 つの柱に対応した 27 項目ごとの取り組みと 4 つの事業部門ごとの取り組みを設定。地域ごとに実情に合わせた取り組みを行った。</p> <p>【旭志・七城・泗水地域】</p> <p>各行政区に地域福祉委員を設置し、モデル地区（小地域福祉活性化事業）での住民ワークショップ、その後の各種の取り組みを実行した。（台地区サロン 100 回達成等）</p> <p>【菊池地域】</p> <p>これまでの取り組みを深化させ、11 地区社協に運営委員会を設置し、全体での活動に加え行政区ごとの取り組みを実施した。</p>



平成 25 年度	<p>第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定（計画期間：平成 26 年度～平成 30 年度）</p> <p>策定委員会及びプロジェクトチームでの検討を進めながら策定。策定委員会では、市民・行政・社協の協働についても検討を行い、プロジェクトチームでは、福祉課と社協に関係各課も加え、計画の検討以外にも毎年度の研修や情報交換、進捗評価などを行う体制を整備した。</p> <p>【計画の基本的な考え】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生涯にわたっての安心づくり 2. 各自の役割発揮 <p>【プロジェクトの展開】</p> <p>その1 とくに高齢化への対応</p> <p>その2 とくに課題を抱える人への対応</p> <p>【地域支え合いの構図】</p> <p>顔の見える関係を基本に</p> <p>地域支え合い活動の進め方</p> <p>【より一層の支え合い活動の充実】</p> <p>取り組み事項の整理</p> <p>支えあい活動の推進</p>
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



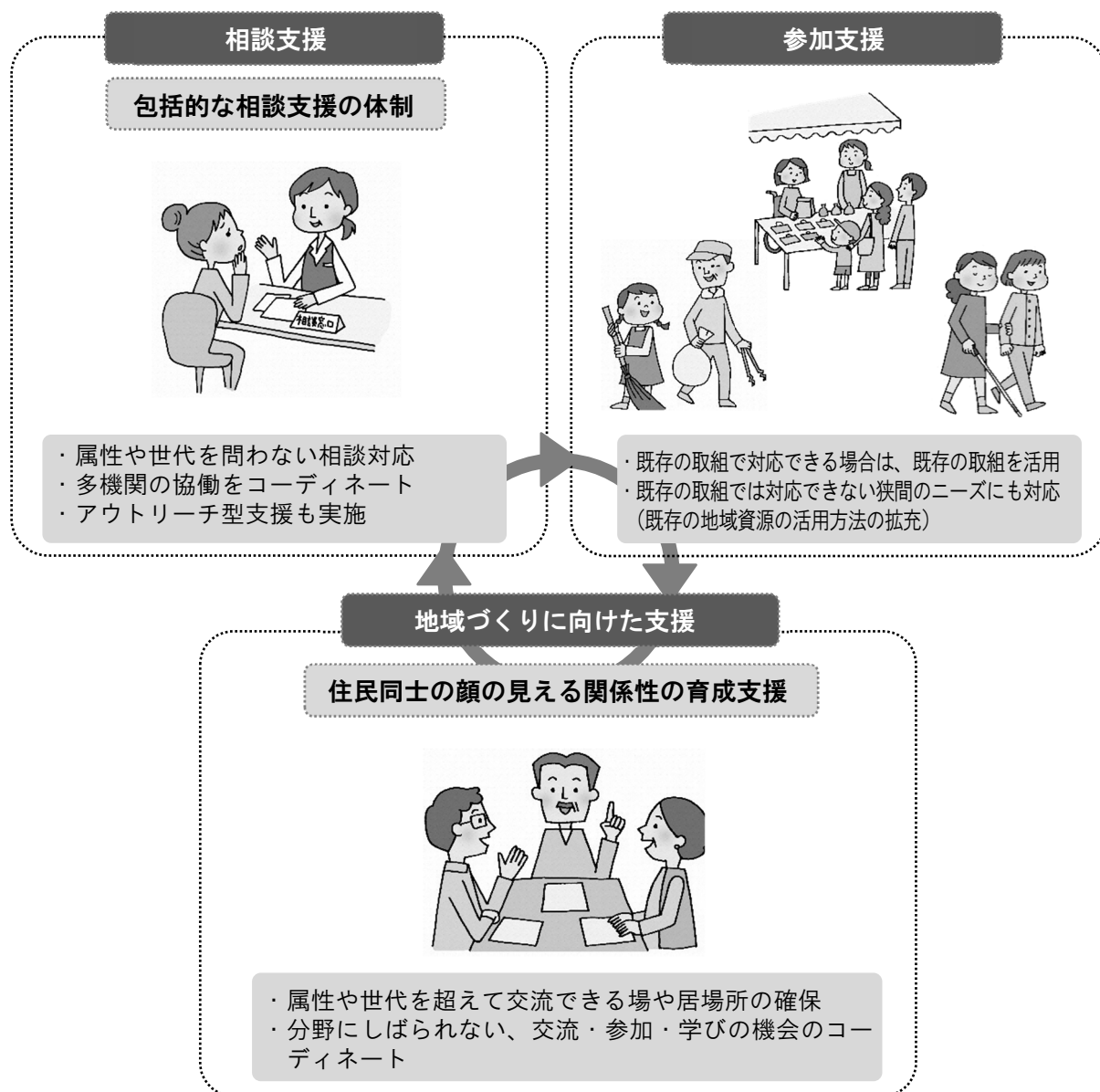
平成 30 年度	<p>第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定（計画期間：令和元年度～令和 5 年度）</p> <p>従来 of 地区座談会に加え、専門職や若者などへのアンケート調査や、高校生ワークショップにより、多様な意見を踏まえつつ、国の示す「地域福祉計画策定ガイドライン」を遵守する形で、地域に寄り添った課題解決のための包括的支援体制の整備と網羅的な福祉施策の推進を両輪で進める計画として策定を行った。</p> <p>【計画の理念】</p> <p>ともしながり支え合い 誰もが安心して暮らせる菊池</p> <p>【計画の目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域力を高めるためのつながりづくり (2) 生涯にわたっての健康と安心づくり (3) 多様な生活課題への対応 (4) 地域課題への対応
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5 改正社会福祉法について

令和3年4月に施行された「改正社会福祉法」により地域共生社会の実現を目指すための取り組みとして「重層的支援体制整備事業」が創設されました。これは、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的としており、これまでの相談支援の体制では支援につなぐことが困難だった人々を受け止める体制をつくりながら、市民と地域と行政・社協等が連携を深めつつ、住み良いまちづくりを目指すものです。具体的に取り組む事業としては、「①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）」、「②参加支援」、「③地域づくりに向けた支援」の3点が掲げられており、これらの支援を一体的に実施するものとなっています。

本市においても、既に「重層的支援体制整備移行準備事業」に取り組んでおり、令和6年度より本事業を進めていくことを想定しています。

■重層的支援体制整備事業のイメージ



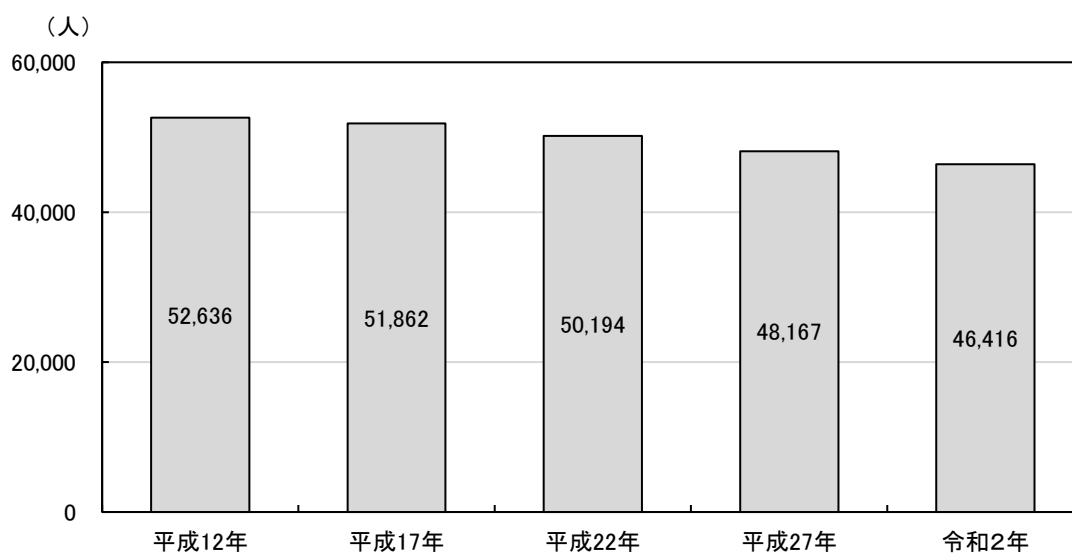
第2章 菊池市の地域福祉をめぐる現状と課題

1 菊池市の現状

(1) 菊池市の人口と年齢構成の推移

○総人口については令和2年が46,416人となっており、4市町が合併した平成17年の51,862人と比べて減少傾向にあります。

〔人口推移〕



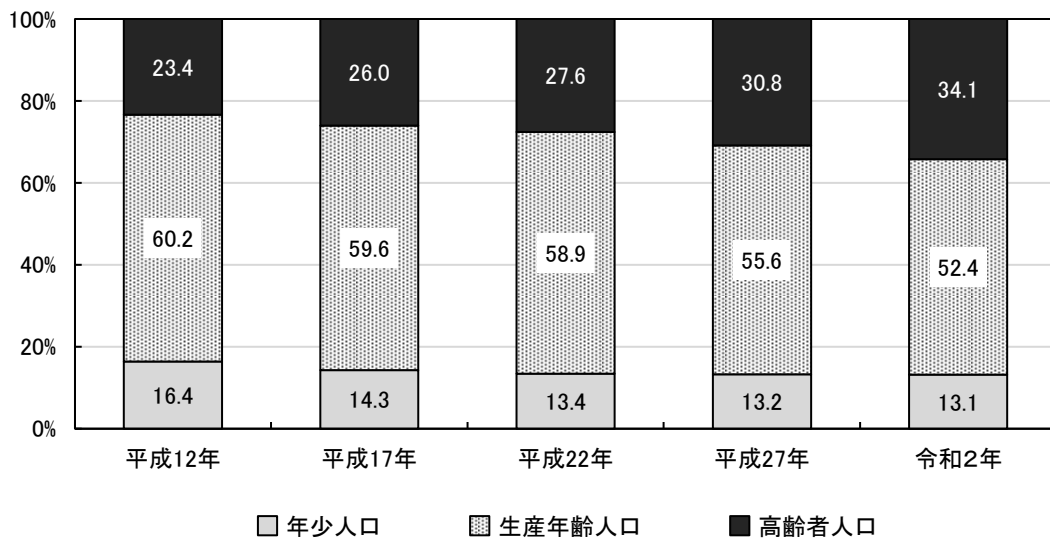
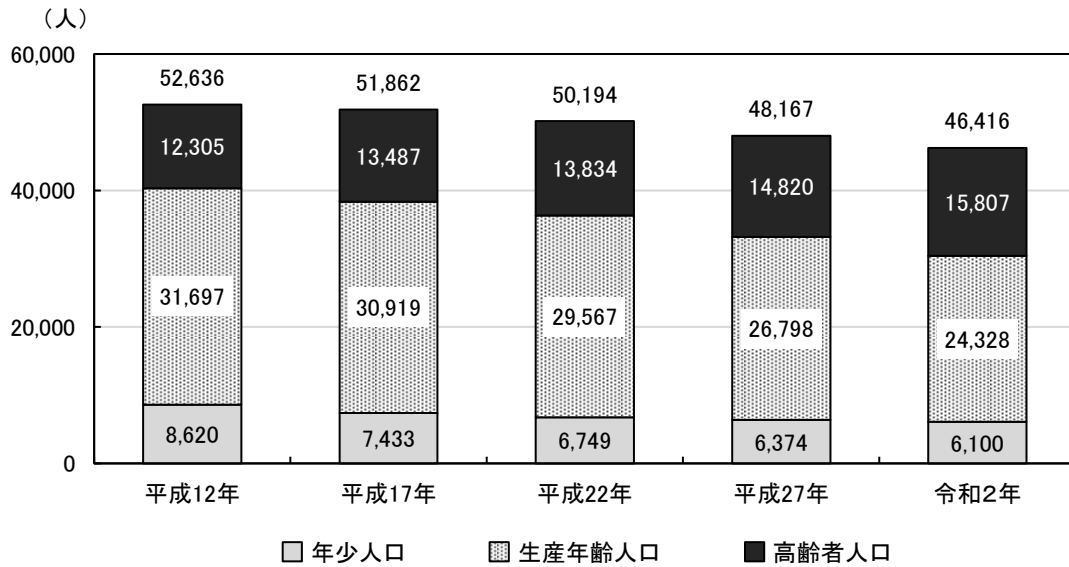
資料：国勢調査（各年10月1日現在、平成12年は旧4市町の合算）



地区社協主催の卒業を祝う会（戸崎地区）

○高齢者人口については、令和2年が15,807人と、合併した平成17年の13,487人以降も年々増加しております。一方、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあります。

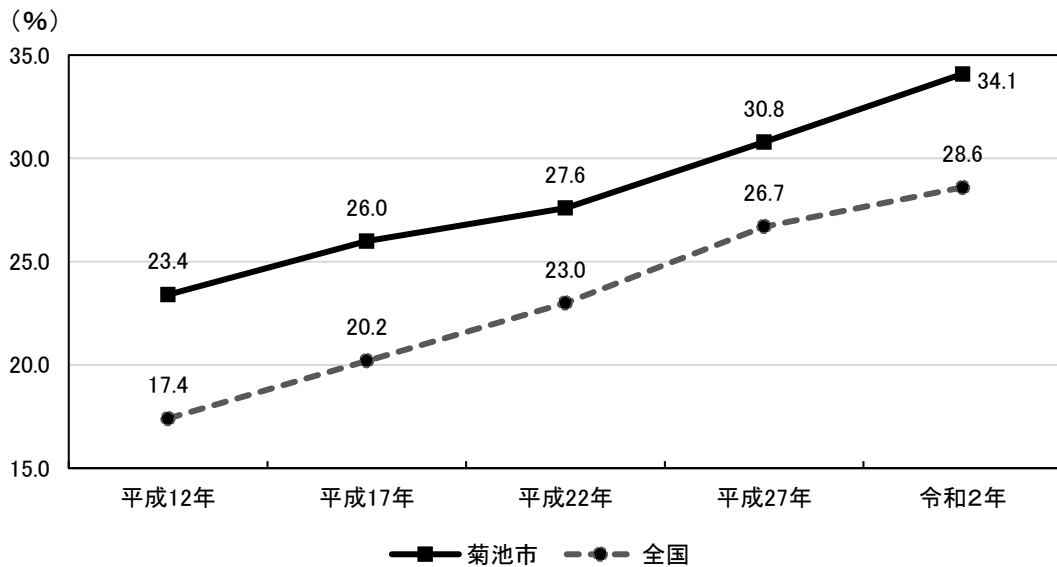
〔年齢構成の推移〕



資料：国勢調査（各年10月1日現在、平成12年は旧4市町の合算）
 ※総人口は「年齢不詳」を含むため、年齢別人口の合計と一致しない

○高齢化率は、平成12年の23.4%から令和2年度の34.1%と右肩上がりの上昇傾向にあり、全国に比べても高い水準となっています。

〔高齢化率の推移〕



資料：国勢調査（各年10月1日現在、平成12年は旧4市町の合算）

（2）平均寿命・健康寿命

平均寿命は平成27年度末で男性が81.22歳、女性が87.49歳となっています。熊本県の平均寿命は全国平均に比べ長いですが、健康寿命はそれに比べさほど長くないことから、これを延ばすことが望まれます。

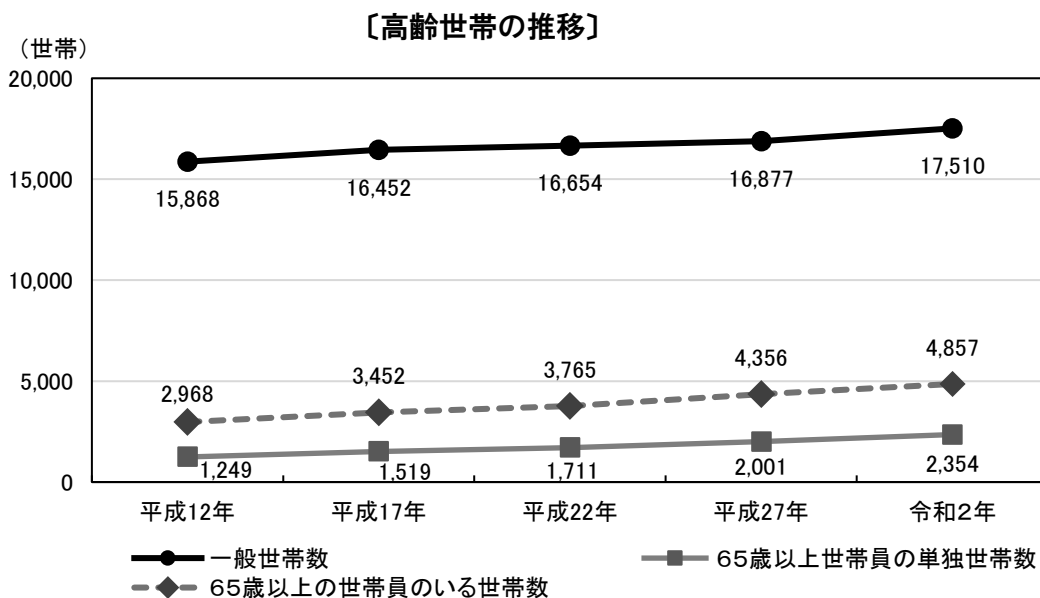
〔熊本県平均寿命と健康寿命〕

	男性	女性
平均寿命	81.22歳 全国7位	87.49歳 全国6位
健康寿命	71.75歳 全国8位	74.40歳 全国25位
平均寿命と健康寿命との差 短い方から順位	9.47歳 全国28位	13.06歳 全国35位

資料：第4次くまもと21ヘルスプラン

(3) 高齢者世帯の状況

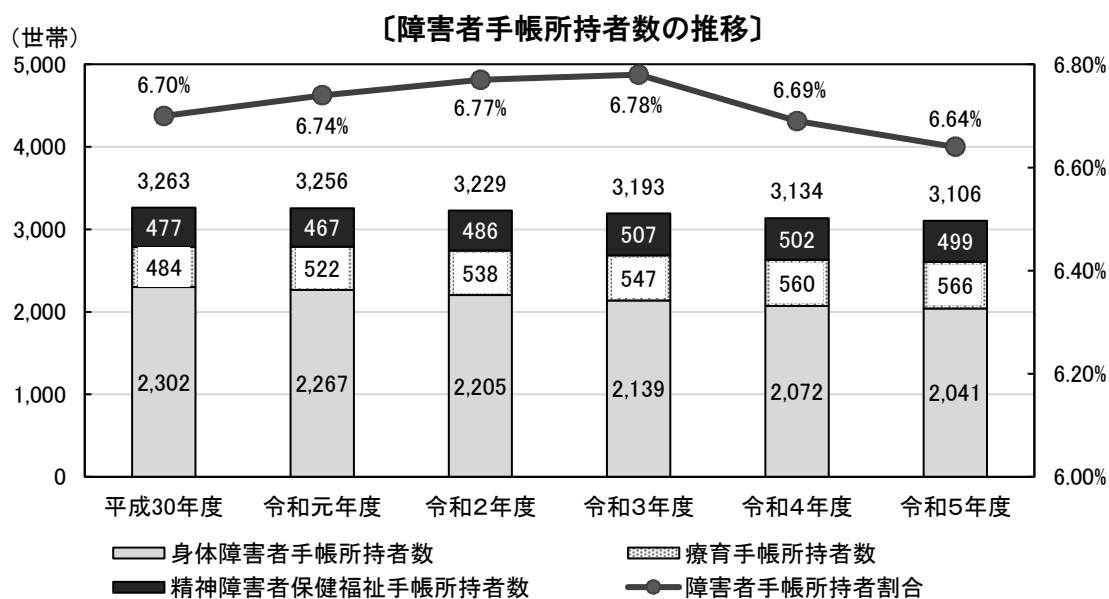
総人口自体の減少に反し、一般世帯は平成17年の合併後16,452世帯から令和2年は17,510世帯とやや増加しています。高齢者の世帯も単独世帯は1,519世帯から2,354世帯、65歳以上の世帯員のいる世帯数は3,452世帯から4,857世帯と増加傾向にあります。



資料：国勢調査（各年10月1日現在、平成12年は旧4市町の合算）

(4) 障がい者に関する状況（手帳所持者）

障害者手帳所持者数は、平成30年度の3,263人から令和5年度の3,106人と減少しています。障害者手帳種別で見ると身体障害者手帳は減少傾向に、療育手帳は増加傾向に、精神障害者保健福祉手帳は横ばいに推移しています。



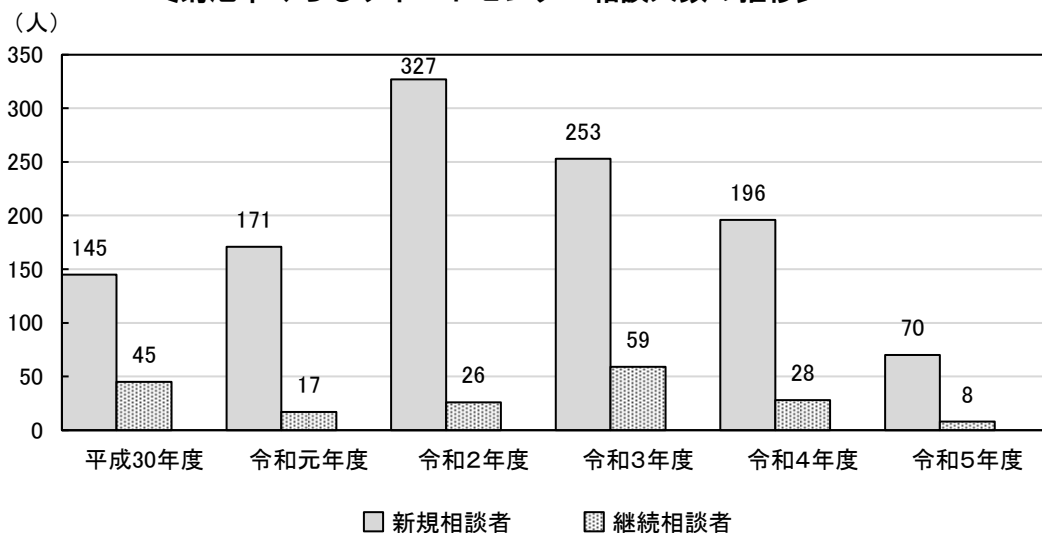
資料：菊池市福祉課資料

(5) 生活困窮者に関する状況

(5) -1 菊池市くらしサポートセンター相談人数

生活困窮での相談は以下のとおりとなっており、新規相談者は令和2年度以降減少傾向、継続相談者は令和3年度以降減少傾向となっています。

〔菊池市くらしサポートセンター相談人数の推移〕

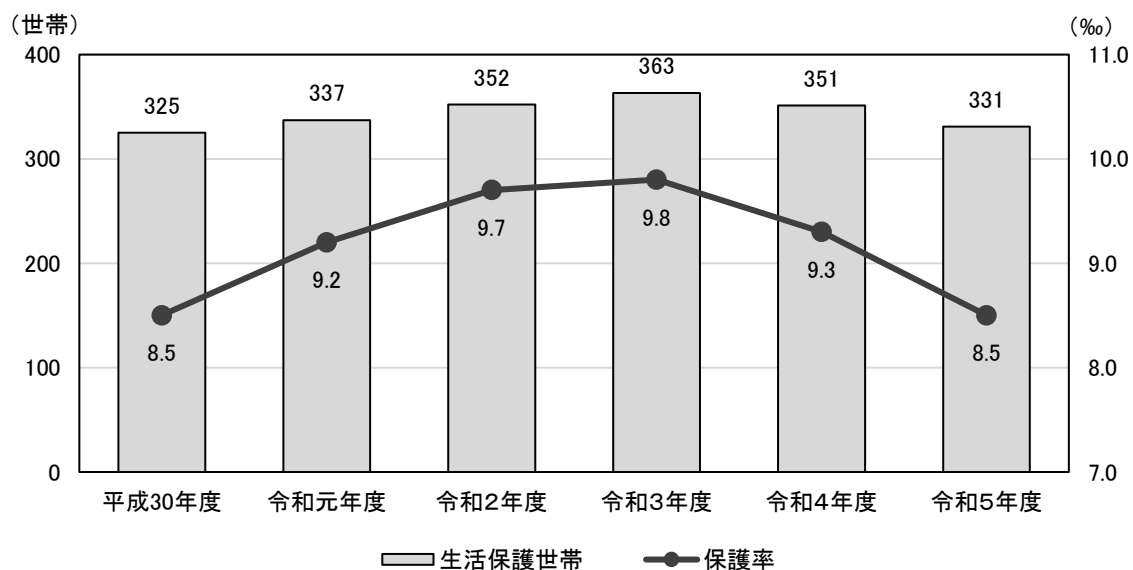


資料：菊池市生活支援課資料

(5) -2 生活保護の状況

生活保護世帯数は令和3年度をピークに減少傾向で推移しており、生活保護率についても、同様の推移となっています。

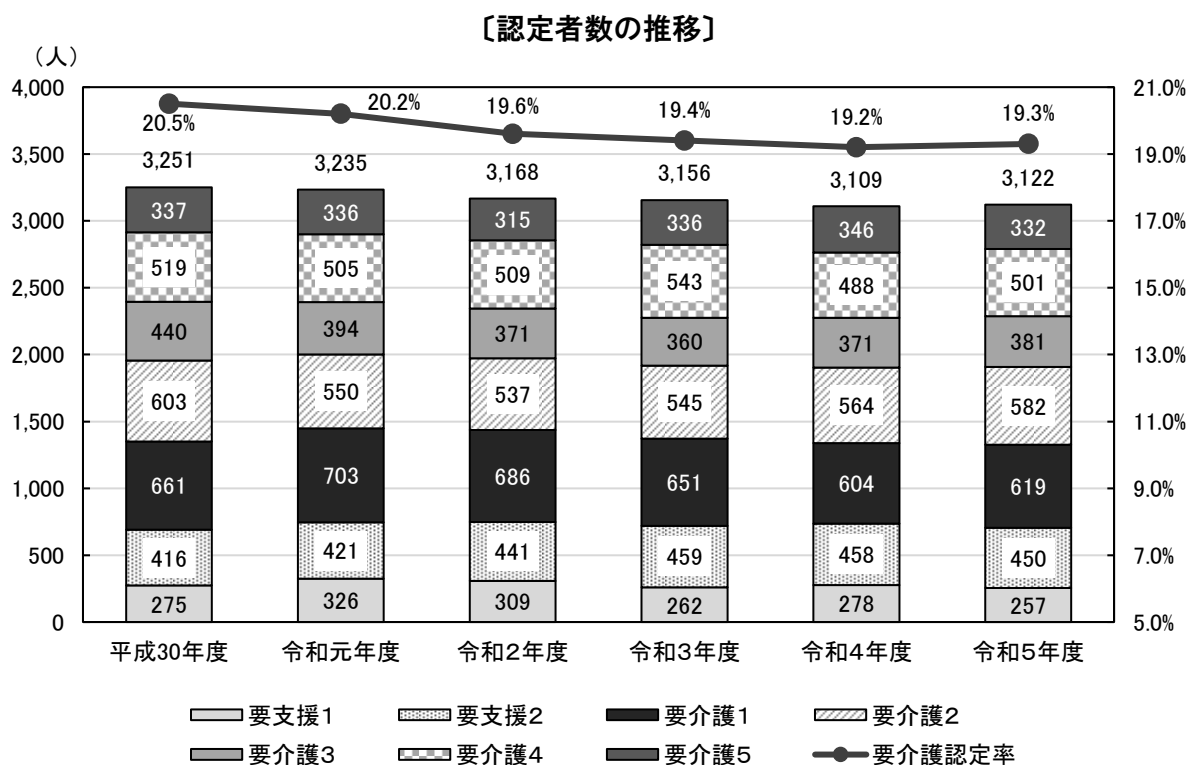
〔生活保護世帯の推移〕



資料：菊池市福祉課資料

(6) 介護保険に関する状況

高齢化が進む中で、要介護2や要介護3の認定者が増加傾向にあり、要介護4や要介護5の重度の認定者はやや減少傾向にあります。認定率は平成30年度から比べるとやや減少傾向にあり、令和5年度は19.3%となっています。



資料：菊池市福祉課資料

(7) 認知症の状況

認知症の症状のある人は、平成30年度17.7%から令和5年度17.5%まで増減を繰り返して横ばいで推移しており、高齢者の約6人に1人が認知症であると言えます。

〔認知症人数の推移〕

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者数 (A)	2,799	2,844	2,846	3,002	2,983	2,832
第2号被保険者数	34	27	24	19	24	22
被保険者数合計	2,833	2,871	2,870	3,021	3,007	2,854
65歳以上人口 (B)	15,820	16,020	16,159	16,250	16,194	16,177
A/B×100	17.7%	17.8%	17.6%	18.5%	18.4%	17.5%

資料：菊池市福祉課資料

※要介護認定者のうち認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅱa」以上。主治医意見書による。

「Ⅱa」とは認知症の症状段階Ⅰ～Ⅴのうち、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態のこと。

(8) 地区別の人口・世帯、高齢化率の状況

地区別の人口世帯動向をみると、特に中山間地を含む地域での人口・世帯の減少、高齢化の進行が顕著です。

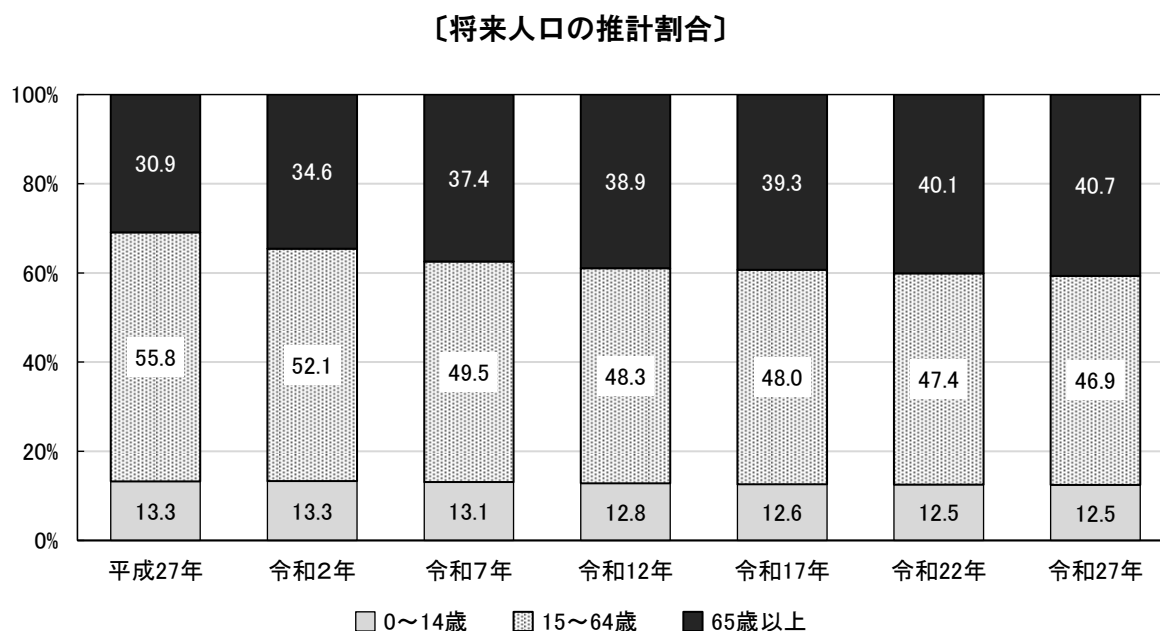
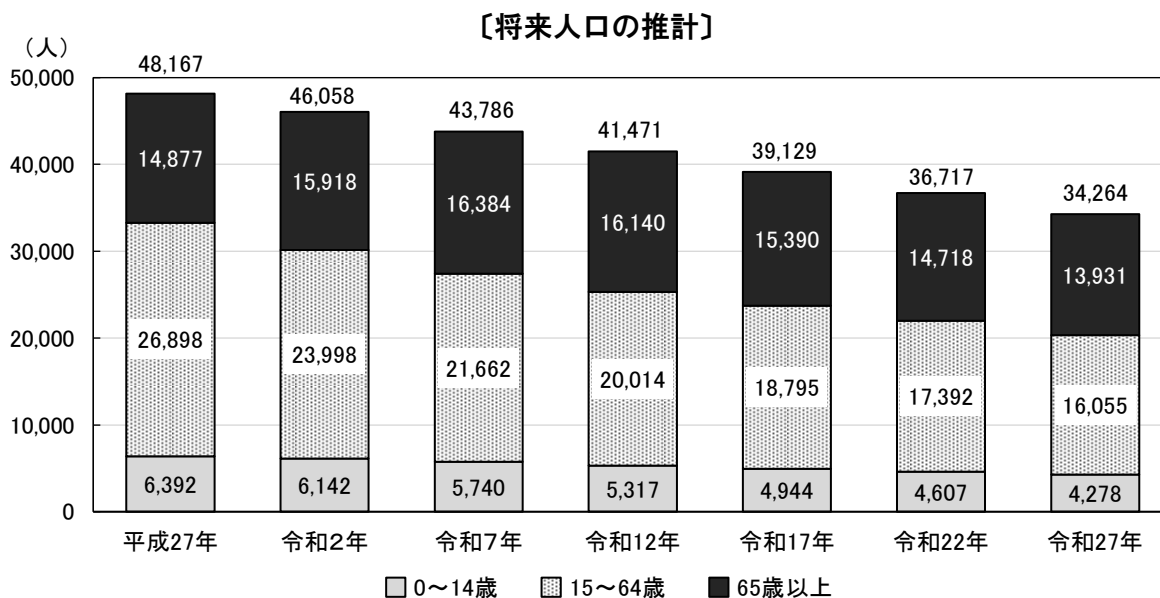
〔地区別の人口・世帯、高齢化率の推移〕

	人口			世帯数			高齢化率	
	平成30年	令和5年	増減率(%)	平成30年	令和5年	増減率(%)	平成30年	令和5年
隈府地区	10,702	9,973	-6.8%	4,532	4,524	-0.2%	31.6%	33.9%
河原地区	1,273	1,104	-13.3%	459	445	-3.1%	44.5%	51.1%
水源地区	814	672	-17.4%	300	274	-8.7%	44.0%	51.9%
水迫地区	413	349	-15.5%	198	183	-7.6%	46.3%	52.7%
龍門地区	797	651	-18.3%	296	270	-8.8%	44.7%	49.5%
迫間地区	1,447	1,290	-10.9%	494	476	-3.6%	36.8%	42.9%
菊之池地区	5,945	6,188	4.1%	2,397	2,746	14.6%	26.6%	27.3%
花房地区	1,540	1,450	-5.8%	583	633	8.6%	34.1%	36.8%
戸崎地区	1,606	1,597	-0.6%	614	718	16.9%	37.6%	40.6%
菊池地域	24,537	23,274	-5.1%	9,873	10,269	4.0%	38.5%	43.0%
七城地域	5,317	5,003	-5.9%	1,884	1,948	3.4%	33.7%	36.5%
旭志地域	4,596	4,170	-9.3%	1,552	1,557	0.3%	34.7%	38.4%
泗水地域	14,777	14,471	-2.1%	5,759	6,226	8.1%	28.4%	31.1%
市全体	49,227	46,918	-4.7%	19,068	20,000	4.9%	33.8%	37.2%

資料：菊池市福祉課資料（各年4月1日現在）

(9) 将来の予測 (人口・年齢構成)

今後の人口推計では、市の人口は令和27年に34,000人程度まで減少することが予測されています。また、高齢化が進展し、65歳以上の高齢者の割合が全人口の約40%を占めることも予測されています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所
 ※小数点以下の処理の関係で割合の合計が100%にならない場合があります。

2 第3期計画の評価と分析

「第3期計画」では、4つの目標に沿って地域福祉を進めてきました。「第4期計画」の策定にあたって、各項目に基づく施策・事業の進捗状況について庁内評価を行うとともに、地域福祉の現状について市民アンケートや関係団体等アンケートを行い、ご意見をお伺いしました。

(1) 計画目標と成果について

① 地域力を高めるためのつながりづくり

【行政の主な取り組み】

- ・メールや広報誌、ホームページを通じた、市民に対する地域支え合いへの意識啓発と、職員向けの研修会を通じた、支え合いの必要性の啓発と活動推進への取り組みを強化しました。
- ・行政区長、自治公民館長等地域リーダーへの説明を行いました。
- ・学校の総合学習や人権学習プログラムにおける地域福祉の啓発や、認知症サポーター養成講座を取り入れました。
- ・福祉と健康に関する出前講座の推進、公民館での活動支援、及び「いきいき 100 歳体操」を通じた通いの場の普及・啓発を推進しました。
- ・ボランティアに関する啓発・広報活動、各種人材養成、研修活動を推進しました。
- ・各種団体の活動支援、高齢者見守りネットワークの推進、事業所との連携による地域包括ケアの促進、そして事業所の地域貢献活動の顕彰と啓発を実施しました。
- ・地域資源、地域人材のネットワークに向けた情報共有・活用を図りました。

【社協の主な取り組み】

- ・市民向けの地域福祉研修会、パンフレットやDVDの作成、地域サロンでの社協出前講座を推進し、地域への直接啓発（アウトリーチの充実）を実施しました。
- ・地域人材の把握と協力要請、研修内容の見直し、フォローアップ研修を充実しました。
- ・ボランティア協力校事業、ワークキャンプの実施、学校教育との連携などに取り組みました。
- ・社協独自の出前講座メニューの作成と地域座談会等での活用を図りました。
- ・各種ボランティア講座や、ボランティアセンター事業の実施、また、ボランティア連絡協議会の支援や、災害ボランティア育成講座、災害ボランティアセンター設置訓練を行いました。
- ・地域福祉塾を継続するとともに、高校生や中学生向けの研修や実践講座を企画し、地域福祉コーディネーターの育成を推進しました。
- ・各種団体の活動把握をはじめ協働事業の実施や、支所圏域での事業所連携及び多職種事業所との調整を強化し、地域住民との連携を推進しました。

② 生涯にわたっての健康と安心づくり

【行政の主な取り組み】

- ・幅広い年齢層に対する健康啓発と支援を提供し、保健師の派遣、出前講座、健康診断、健康運動教室などを通じた健康づくりを促進しました。
- ・健康寿命を延ばすための啓発や介護予防に取り組みました。
- ・認知症に関する正確な理解と相談啓発を実施し、認知症サポーターの養成を行いました。
- ・子育ての楽しさや支援情報の提供、つどいの広場や支援センターの推進、応援の店への協力、赤ちゃん訪問を通じた地域と保護者の関係構築、母子手帳アプリ「きくちっこ」の利用促進などに取り組みました。
- ・広報やイベントを通じた障がいに対する啓発を推進し、団体と連携したイベントへの参加を促しました。また、障がい者の就労支援や訓練に関連するサービスを提供する関連機関との連携を強化しました。さらに、市内での障がい者への理解と配慮の促進、地域活動の円滑な実現のための環境整備を推進し、障がい者団体の活動支援や優先調達の推進、成年後見制度の啓発と促進などに取り組みました。
- ・出前講座の活用広報に取り組みました。
- ・自主防災組織への支援や防災訓練の実施、防災士育成事業、防犯パトロールの支援などに取り組みました。
- ・避難行動要支援者名簿登録の推進、福祉避難所の協定、避難訓練、命のバトンの推進などに取り組みました。

【社協の主な取り組み】

- ・介護予防教室の開催や、指定管理施設での介護予防コーナー設置、健康体操DVDの制作を行い、普及活動を推進しました。
- ・福祉座談会やサロン活動で小地域福祉活動実践のアドバイスを実施しました。
- ・福祉座談会やサロン活動での認知症の啓発に取り組みました。
- ・高齢者、地域住民、保護者、子どもたちとの交流の支援や、つどいの広場事業の促進、子育てサポートセンター事業の利用促進などに取り組みました。
- ・障がい者支援施設や福祉関係団体、地域住民との交流活動を支援しました。
- ・社協独自の出前講座メニューの作成と地域座談会等での活用を図りました（再掲）。
- ・防災見守りマップの作成支援や、防災訓練への支援を行いました。
- ・避難行動要支援者の支援を踏まえた地域での防災見守りマップ作成を推進しました。

③ 多様な生活課題への対応

【行政の主な取り組み】

- ・くらしサポートセンター、消費生活センター、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター等との連携強化や、身近な相談窓口との連携を図りました。
- ・各種相談窓口と総合相談体制、支所での窓口機能と本庁各部署との連携を図りました。
- ・高齢支援課を中心に関係機関と連携し、地域包括ケアを構築。高齢者だけでなく幅広い人々を対象にした地域包括ケアを展開し、子育て世代包括支援センターの設置・運営や、地域包括支援センターとも連携強化を図りました。
- ・地区での防災見守りマップ作成の推進や、高齢者見守りネットワークの推進、命のバトンの普及、消費者被害防止ネットワークの強化などに取り組みました。
- ・アンケート調査や相談業務を通じた住民ニーズの把握と、必要なサービスを検討しました。幅広い年齢層に対する健康啓発と支援を提供し、保健師の派遣、出前講座、健康診断、健康運動教室などを通じた健康づくりの促進に取り組みました。
- ・生活支援ボランティアの充実を図りました。
- ・福祉関連部署だけでなく、雇用、教育、税務、住宅関係部署などと連携し、また、社会福祉法人などの公益的な資源を見つけ、多様で複雑な問題に対処するための支援体制を強化しました。
- ・菊池市自殺対策計画の策定とゲートキーパー研修を行いました。

【社協の主な取り組み】

- ・地域見守りネットワークを通じて課題を抱える世帯を支援し、コミュニティソーシャルワークの人材と仕組みを整備しました。
- ・支所での相談窓口機能の充実（本所へのつなぎ）、住民に身近な相談役として地域に出向いた活動の充実を図りました。
- ・地域支え合い活動の推進に向けて、地域住民への課題を抱える世帯への気づきを啓発しました。
- ・防災見守りマップ作成の支援や、地区での見守り活動の支援に取り組みました。
- ・地域資源等と連携した新しいサービスについて行政をはじめ関係団体等との協議を進めました。
- ・「生活支援サポートセンター事業」と「にこにこサービスセンター事業」の活動を充実させ、サポーターの増員に向けた養成講座を実施し、サポーターの活躍の場を拡充しました。
- ・地域福祉権利擁護事業を実施しました。
- ・4つの圏域（社協本所、七城支所、旭志支所、泗水支所）で、地域生活課題に対する総合的な相談、情報提供、助言を行い、必要な場合には支援機関と協力して調整を図りました。

④ 地域課題への対応

【行政の主な取り組み】

- ・ 地区社協活動への基本的な支援や行政の取り組みの伝達等での連携を図りました。
- ・ 地域福祉委員活動の基本的な支援を行いました。
- ・ 事業の広報、座談会への参加を行いました。
- ・ 区長会議での説明と協力要請を通じ、防災見守りマップの作成を自主防災活動の一環として推進しました。
- ・ 地域でのまとめりや交流活動の重要性を啓発し、活動支援とともに公民館等のユニバーサルデザイン改修を支援しました。
- ・ 移住定住事業、地域づくり総合事業、地域おこし協力隊事業を実施しました。
- ・ あいのりタクシー、きくちべんりカーの運行と必要な改善、ニーズの把握、買い物困難者等への対応を行いました。
- ・ 公共施設と公共空間でのバリアフリー推進と、住宅改修支援の広報、公民館改修への財政支援を行いました。

【社協の主な取り組み】

- ・ 地区社協の役員研修、事業見直し、座談会支援、行政区単位の座談会推進などに取り組みました。
- ・ 小地域福祉活動に関する研修会の開催による活動支援・情報交換、フォローアップ研修を開催しました（再掲）。
- ・ 事業内容見直しや実施地区へのフォローアップ体制の構築による、七城、旭志、泗水地域における事業継続、地域住民に対する啓発に取り組みました。また、事業実施に関する行政区長等へ積極的な働きかけを行いました。
- ・ 福祉座談会の開催を推進し、見守り活動として防災見守りマップ作成を支援しました。
- ・ 地域住民間の交流イベントの支援や備品の貸し出し、福祉視点での地域行事の工夫の啓発、サロンの立ち上げや運営支援、休止地区の再開支援などに取り組みました。
- ・ 福祉座談会を通じた地域おこしや地域づくりの話し合い、関係実行委員会参加、農福連携の活動支援、事例の紹介、広報活動の実施などに取り組みました。
- ・ 買い物支援について、住民へのアンケート調査を実施し、市と協議を進めました。また、移動販売を行う業者ヘルート延長や新たな停留場所の設置を働きかけました。
- ・ 福祉座談会やサロン活動でのユニバーサルデザインの紹介に取り組みました。

(2) 計画の評価について

① 第3期地域福祉計画の評価（市）

令和2年度から令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業によっては中断や規模縮小を余儀なくされたものが見られましたが、5類に引き下げられた令和5年度以降は回復傾向にあります。

特に、高齢者対象のスマホ講座などの各種出前講座や子ども向け認知症サポーター養成講座など、子どもから高齢者まで幅広く参加できるような取り組みを行うことができました。

今後は、各種施策において、引きつづきコロナ禍からの再生を図るとともに、新たに生まれた住民ニーズや地域課題にも対応していく必要があると考えます。

② 第3期地域福祉活動計画の評価（社協）

期間のほとんどが新型コロナウイルス感染症の影響を受け、社協の各種事業や活動も自粛、縮小を余儀なくされました。また、地域においても行事を中止・自粛した地区や団体等は多く、5類に引き下げられた後も再開できていないところもあり、感染症の拡大が、参加者の減少や担い手不足などコロナ以前から見受けられていた課題に追い打ちをかける形となりました。

社協の事業や活動の再開・復活に当たっては、これまでのやり方の根本的な見直しを行いました。過年を振り返り、目的・内容・対象・規模・時期などをゼロから再考することで、改めて事業の意義や目標を据え直す機会となりました。

また、地域の活動についても、新たなやり方や、感染症に配慮した開催方法などを提案し、コロナ禍を踏まえた予算の有効な使い道などについても助言・提言を行いました。多くの住民と語り合う地域座談会は開催できませんでしたが、役員など活動の核となる地域リーダーとの話し合いの場を重ねることで、改めて地域の現状を把握する機会ともなりました。

コロナ禍は地域福祉のあり方を見直す大きな転換期となりました。新たな感染症拡大の再来等に備えるだけでなく、地域の実情や課題を踏まえ、柔軟かつ果敢な発想をもとに地域の再構築に取り組んでいくことの重要性を実感する機会となりました。

3 各種調査結果について

(1) アンケート調査の結果

① 開催概要

皆様の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画を策定する基礎資料として活用するために実施しました。

■ 概要

調査対象者	菊池市内在住の18歳以上の市民
調査期間	令和5年9月11日(月)～9月25日(月)
調査方法	郵送配布・郵送回収、Web回答による本人記入方式
回収結果	配布数：3,000件 有効回収数：927件(内訳：紙での回答834件、Web回答93件) 有効回収率：30.9%

② 結果の見方

◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。

◇複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

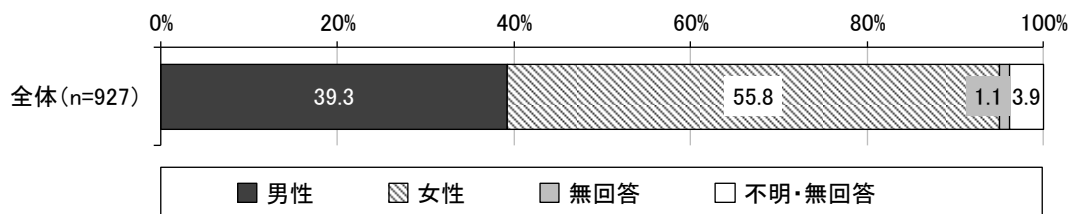
◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

◇図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。

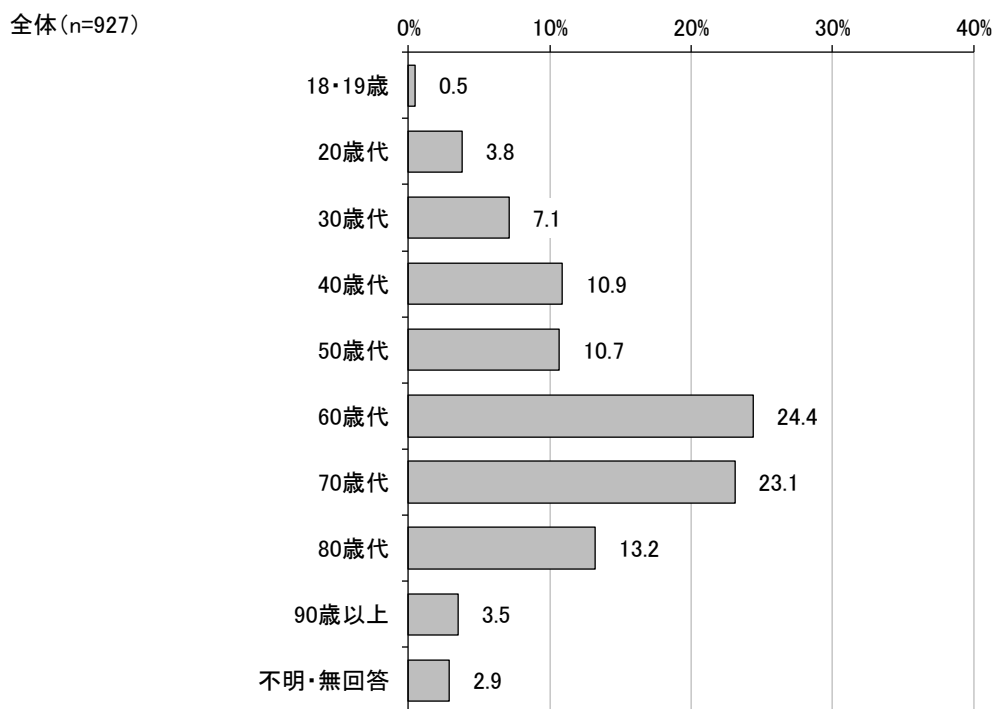
◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

③ アンケートの結果

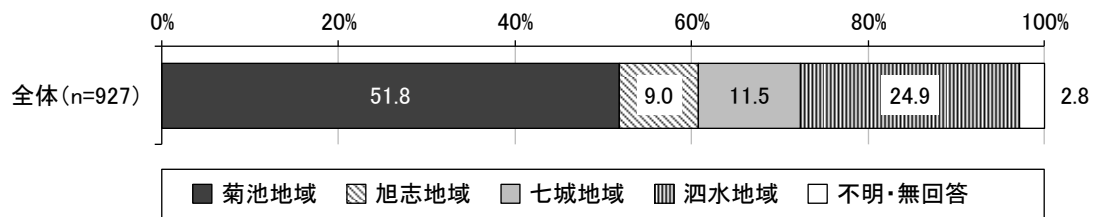
問1 あなたの性別はどちらですか。(1つに○)



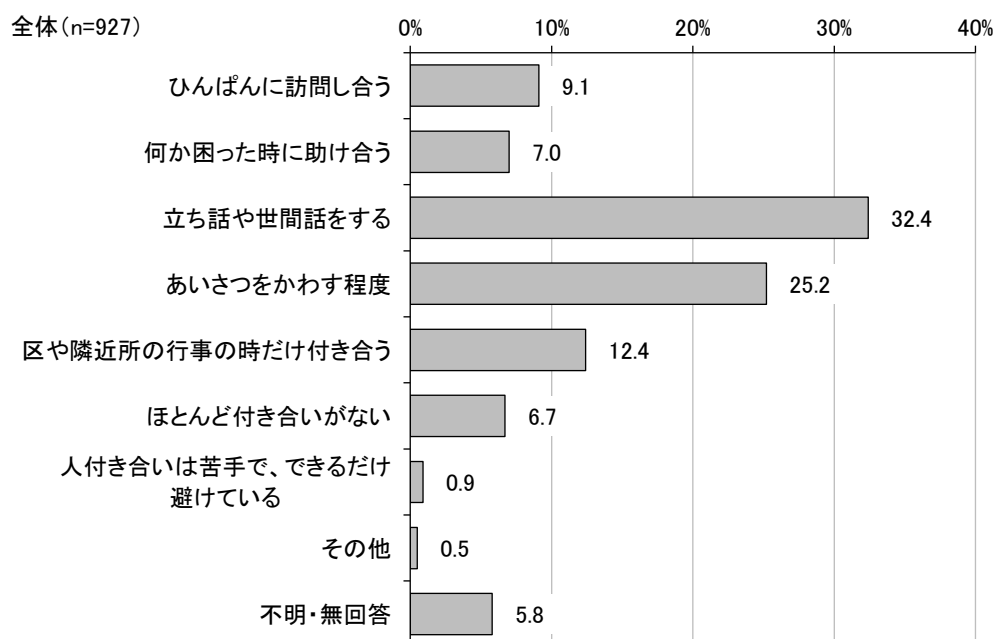
問2 あなたの年齢は何歳ですか。(1つに○)



問5 あなたのお住まいの地域はどこですか。(1つに○)

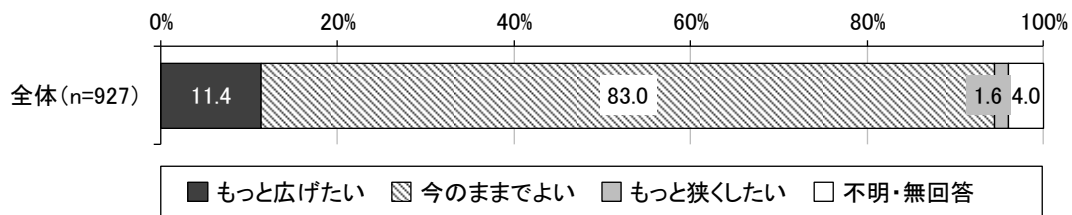


問7 あなたは、近所の人とどの程度お付き合いをしていますか。(1つに○)

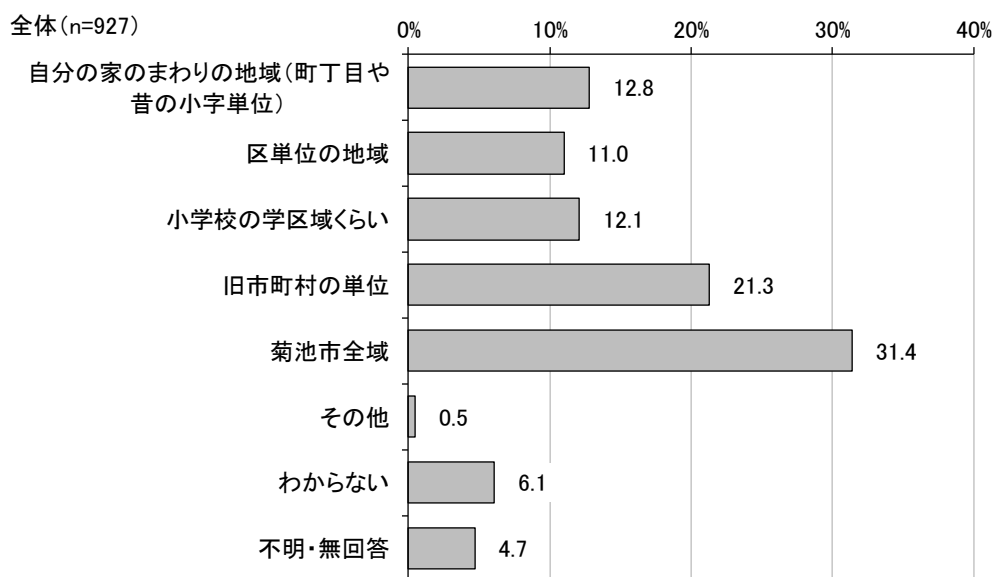


サロンで心身の健康を維持 (山崎若葉会)

問8 あなたは、近所の人との付き合いを広げたいと思いますか。(1つに○)

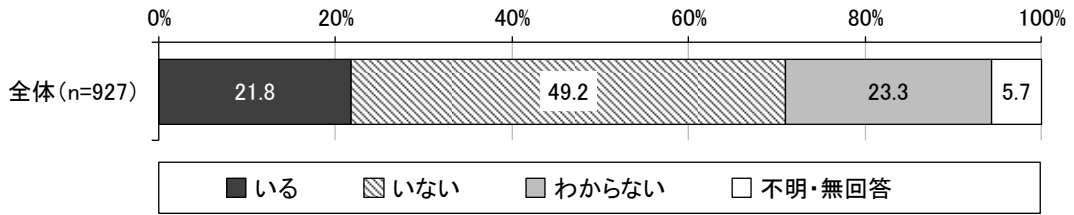


問9 あなたにとって「自分のまち」とはどの範囲のことをいいますか。(1つに○)

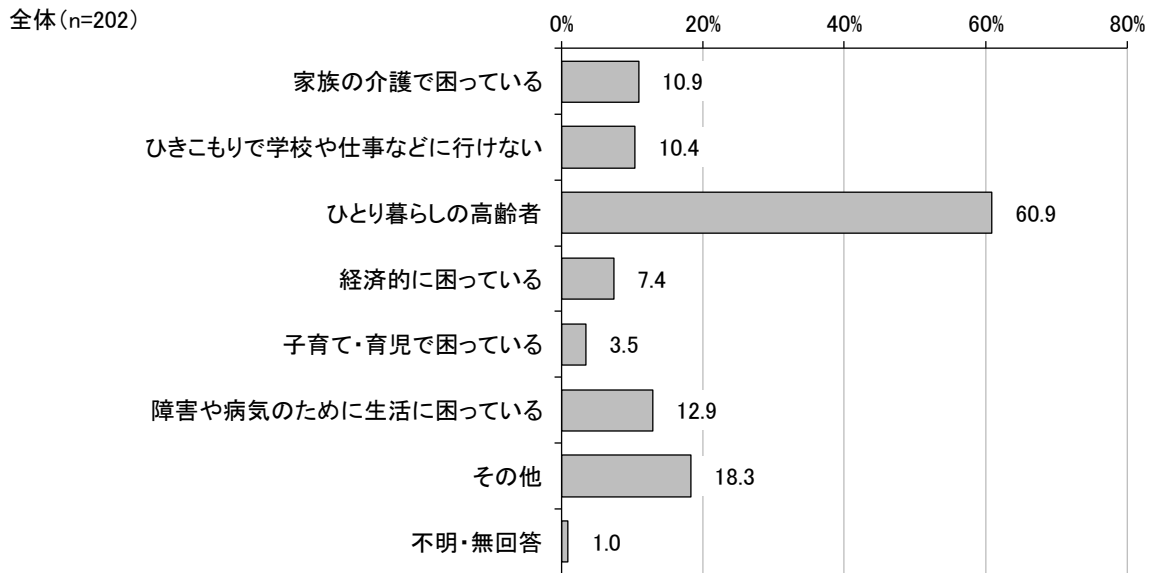


恒例の夏祭り(藤田区)

問 10 (1) あなたのお住まいの地域で気にかかる方はいますか。(1 つに○)



問 10 (2) その方はどのような方ですか。(あてはまるものすべてに○)



OPEN

オレンジカフェ こもれび

オレンジカフェは、認知症の人やその家族、高齢者や地域住民が寄り添って集まれる、お互いに関心を持ち、情報交換をしあえることを目的としています。
専門スタッフもおりますので、お気軽にお立ち寄りください。

日時 毎月第2金曜日
13時30分～15時30分に開催します

令和5年	10月13日	11月10日	12月8日
令和6年	1月12日	2月9日	3月8日

場所 菊池市福祉会館2階大研修室
(住所：菊池市隈府 888番地2)

内容 お茶やコーヒーを飲みながらお話しをしたり、ゆったりする

参加費 無料

参加者 認知症の人とその家族、地域住民、福祉・介護・医療の専門職等

主催・お問合せ先

できました

ひきこもりの人の 家族のつどい

ひきこもり家族のつどいは、ひきこもりの人の家族が集う場です。お互いの交流や生活の相談もつとことまごうと行っております。専門スタッフもおりますので、お気軽にお立ち寄りください。

日時 毎月第4水曜日
13時30分～15時30分

令和6年	1月24日	2月28日	3月27日
------	-------	-------	-------

場所 菊池市福祉会館2階大研修室
(住所：菊池市隈府 888番地2)

内容 お茶やコーヒーを飲みながらくつろぐ

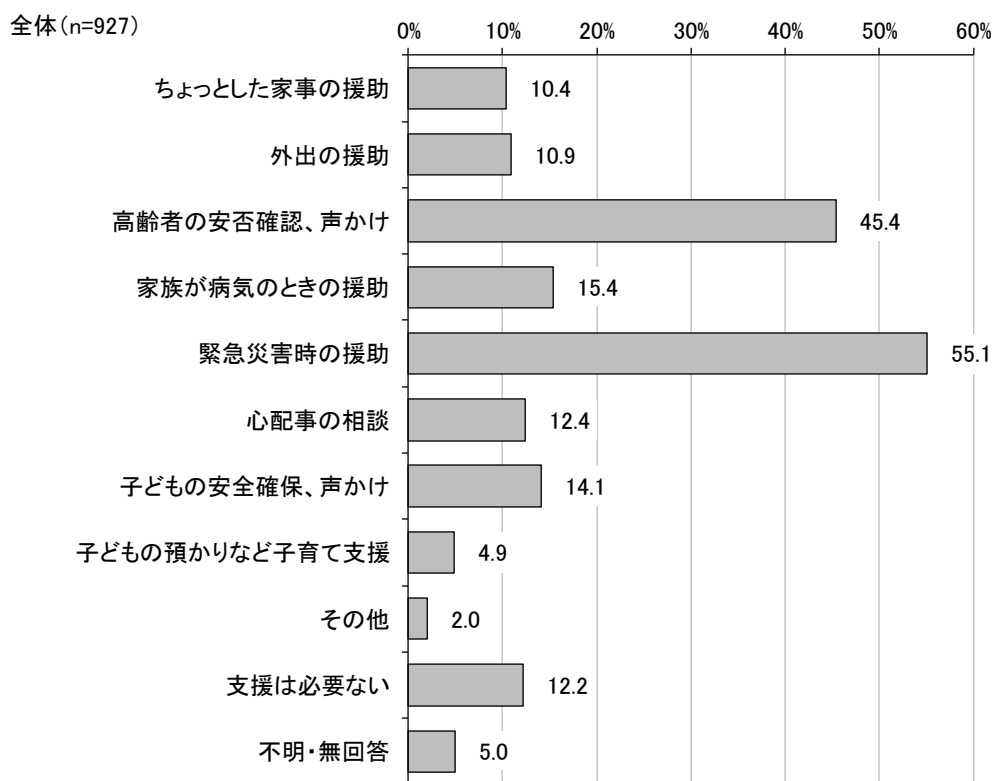
参加費 無料

参加者 ひきこもりの人の家族、福祉・介護の専門職等

その他 相談はいつでもお受けします

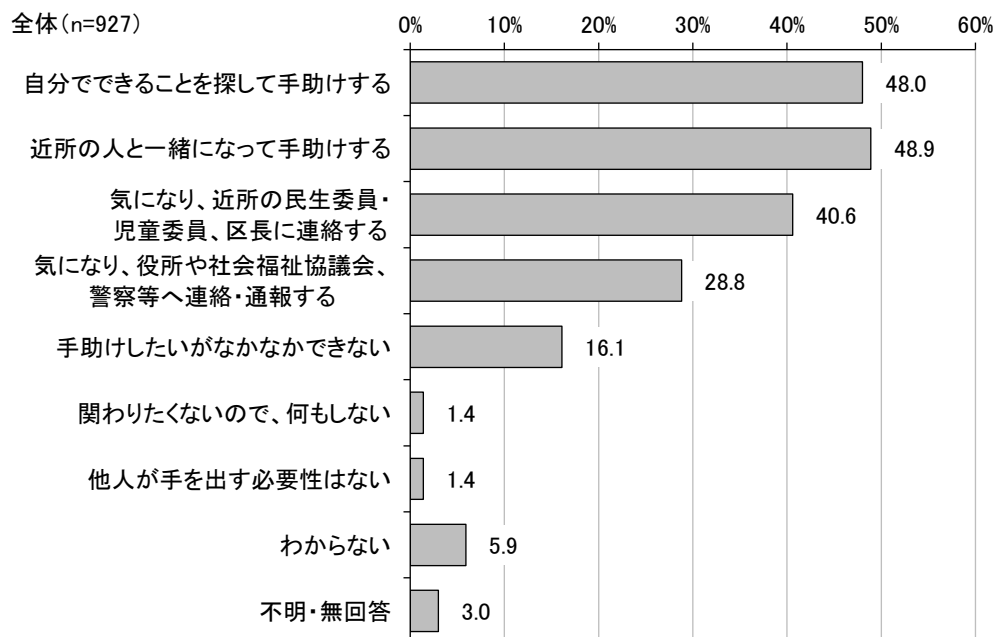
主催・お問合せ先
菊池市社会福祉協議会 25-5000

問 11 あなたやご家族に手助けが必要となったとき、近所の人にどのような支援をしてほしいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

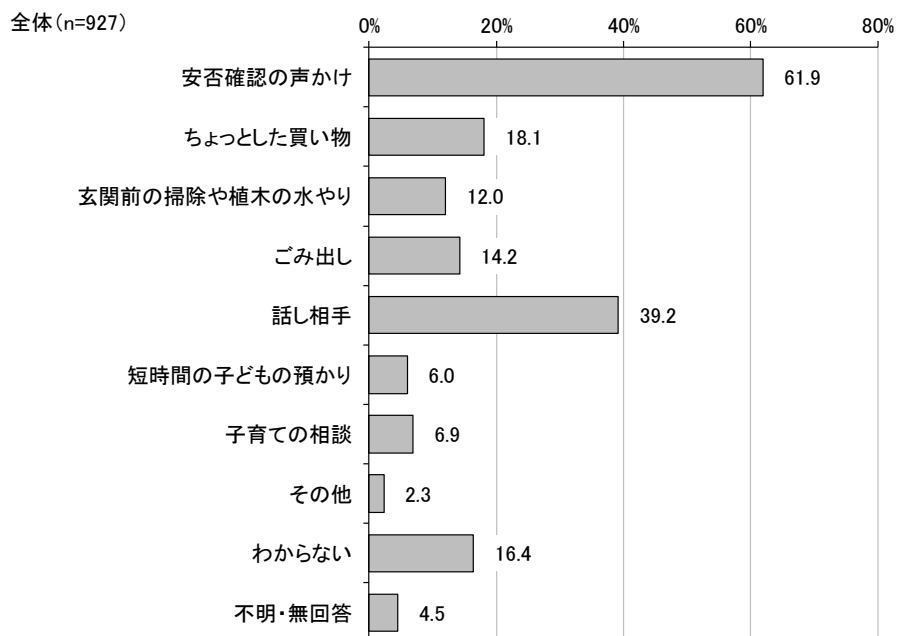


にこにこサポーターによる高齢者宅訪問

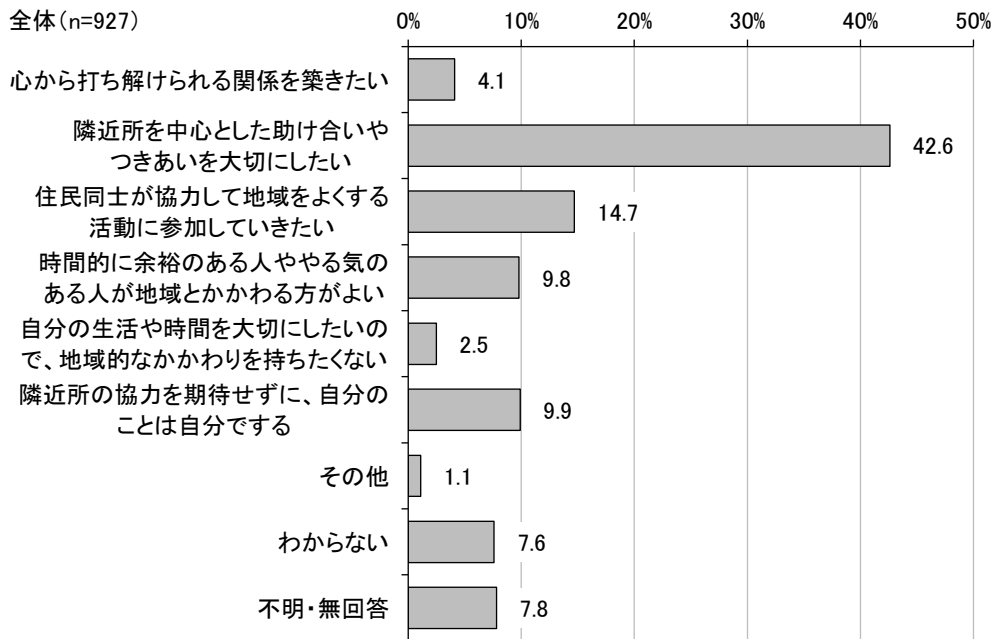
問 12 近所の人を手助けを必要としているとき、あなたはどのような支援ができると思いますか。(あてはまるものすべてに○)



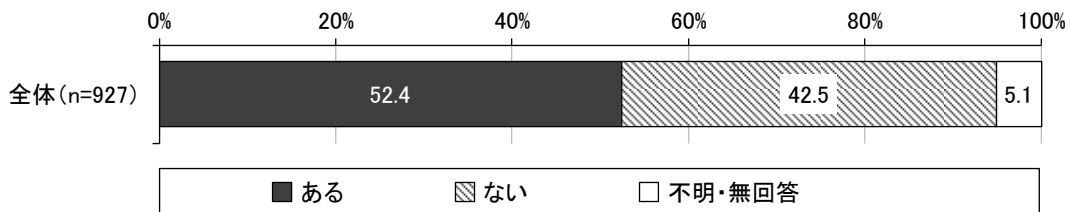
問 13 地域で、高齢者や障がい者、子育てのことなどで悩んだり、困っている世帯があったら、あなたが具体的にできることは何ですか。(3つまで○)



問 14 あなたは、地域での人とのかかわりに対してどのように考えますか。(1つに○)



問 15 あなたの住んでいる地域に、ご近所さんが集まる場がありますか。(1つに○)

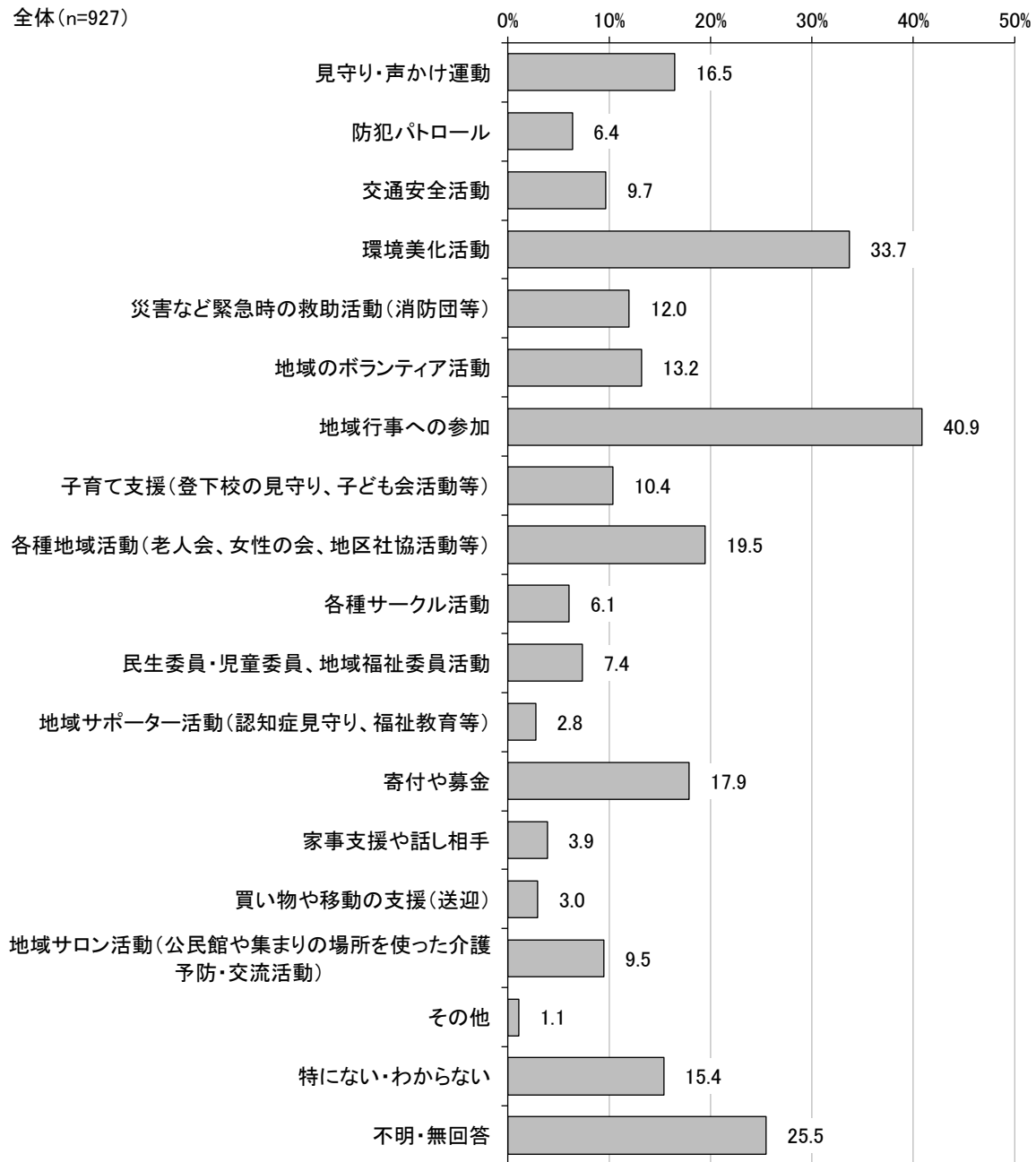


移動販売車が帰ったあとはベンチでおしゃべり (龍門地区)

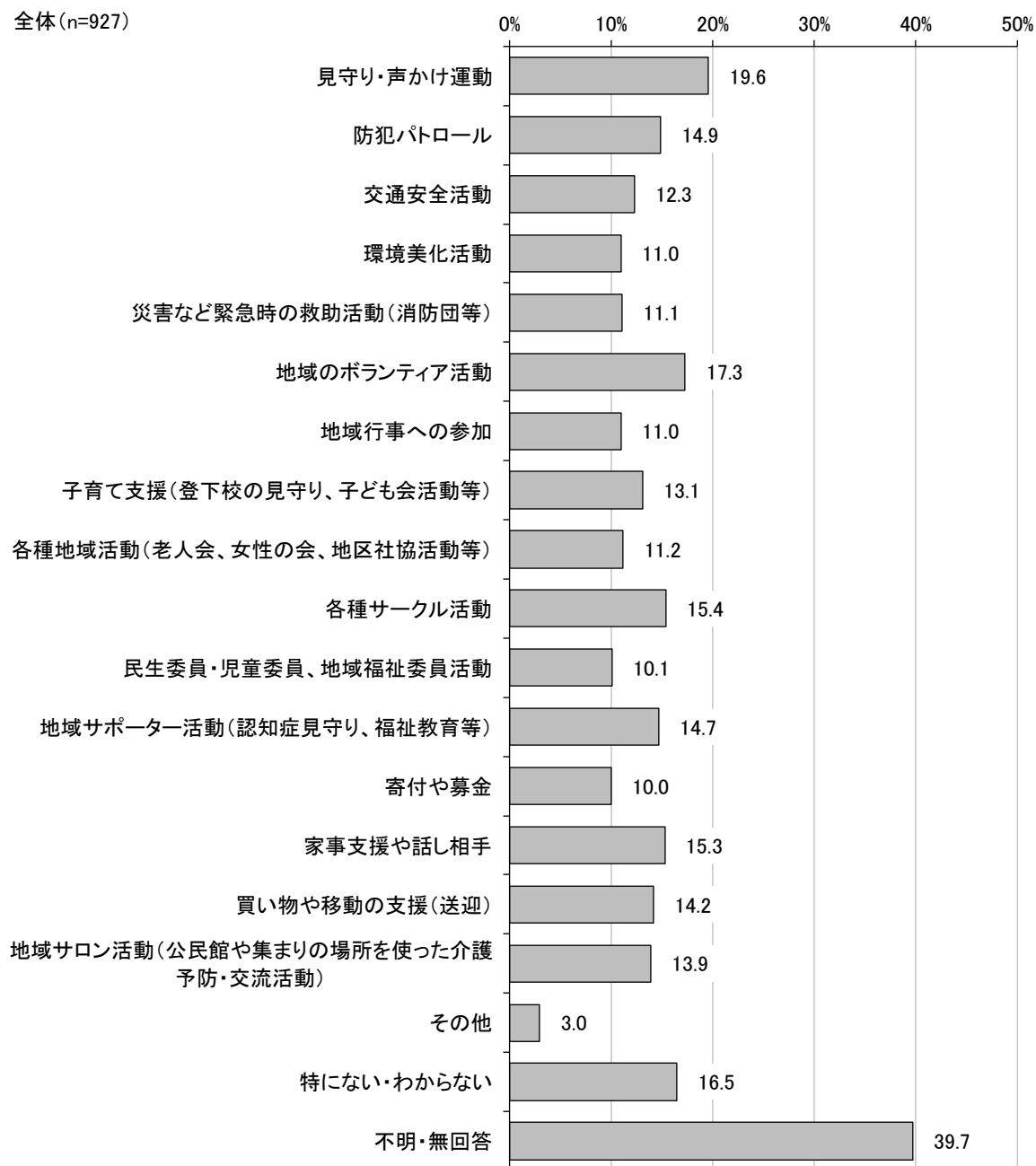
問 17(1) あなたが「地域（隣近所を含む、区、校区の範囲）」で活動を「A. 既に実施していること」「B. 今後実施してみたいと思うこと」は何ですか。

(A・Bそれぞれあてはまるものすべてに○)

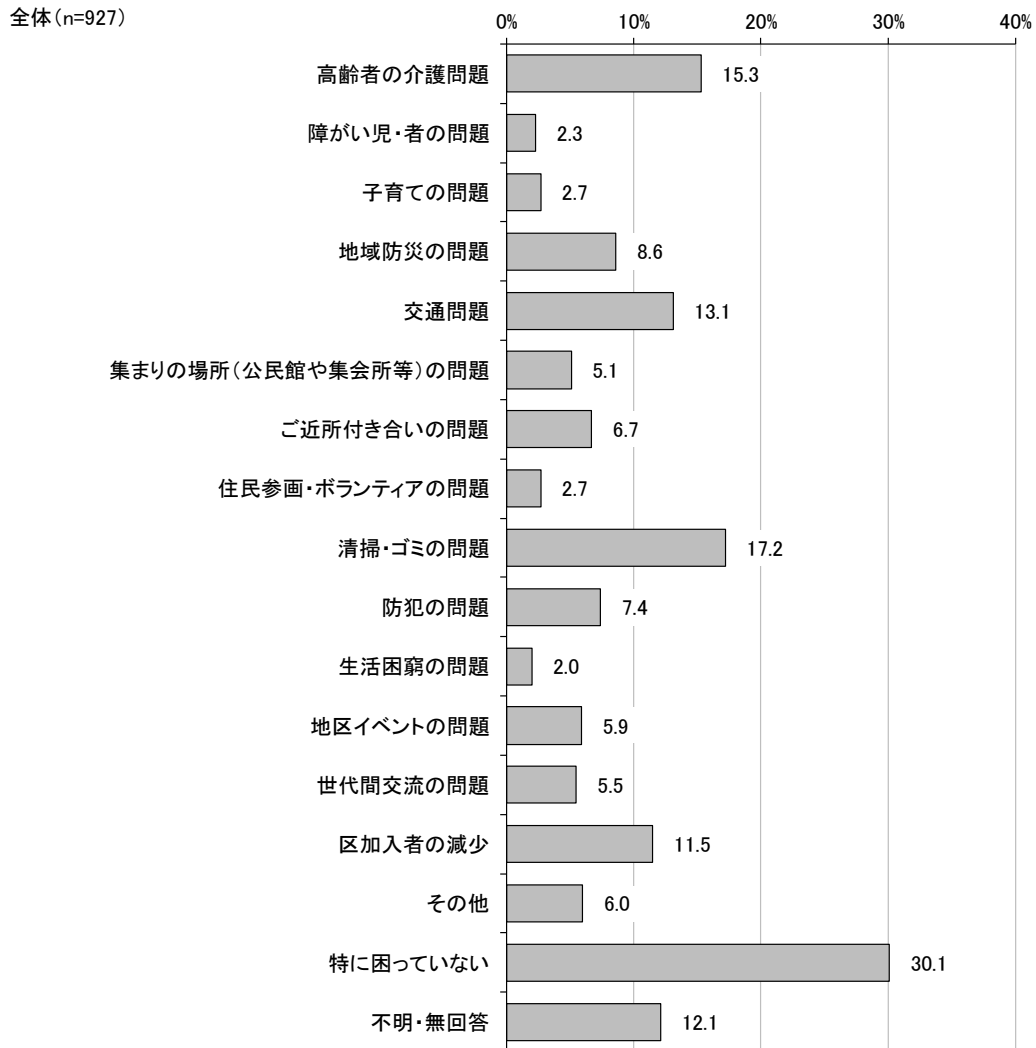
A. 既に実施していること



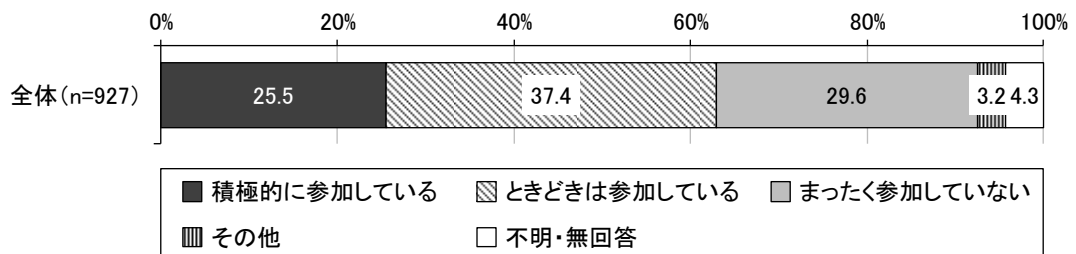
B. 今後実施してみたいと思うこと



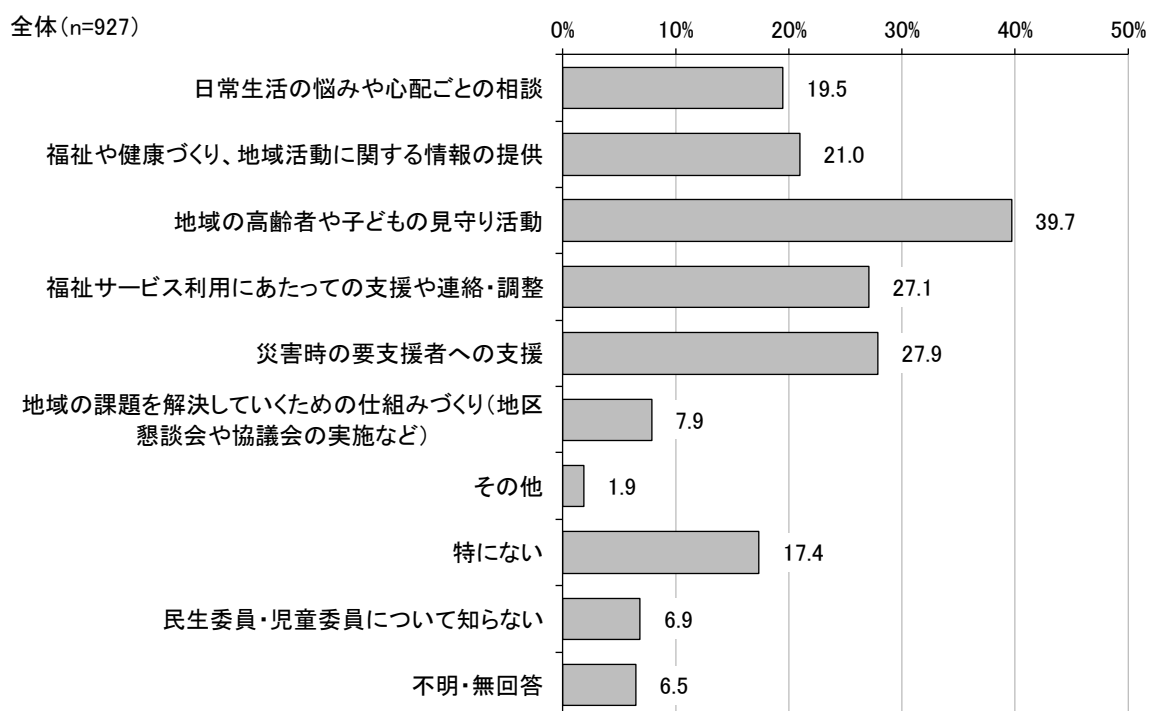
問 19 あなたが住んでいる地域で、課題となっていることはありますか。
 (あてはまるものすべてに○)



問 21 あなたはお住まいの区等の地域活動に参加していますか。(1つに○)

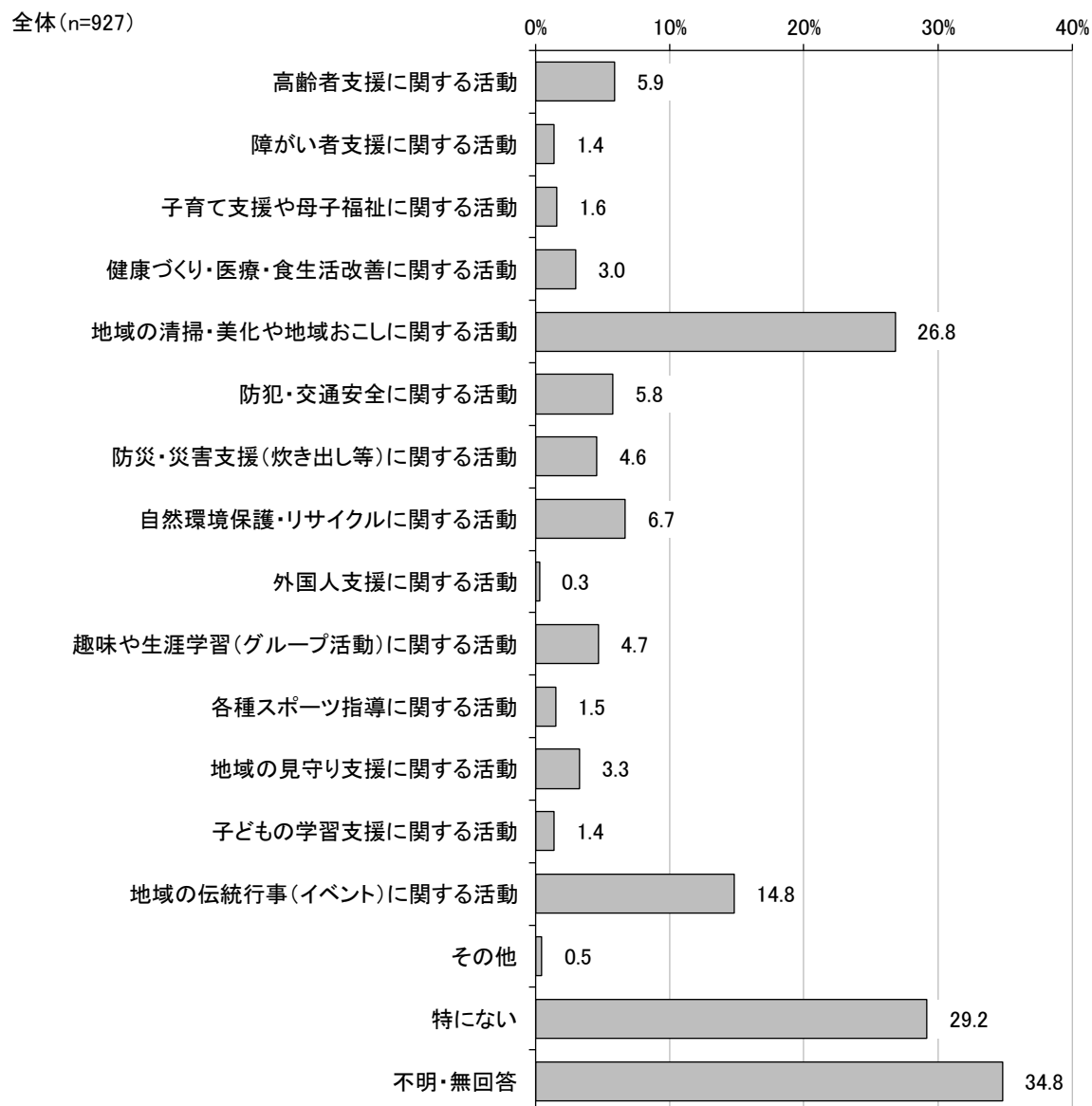


問 22 あなたは、民生委員・児童委員に今後どのような活動に注力してほしいと思いますか。
 (あてはまるものすべてに○)



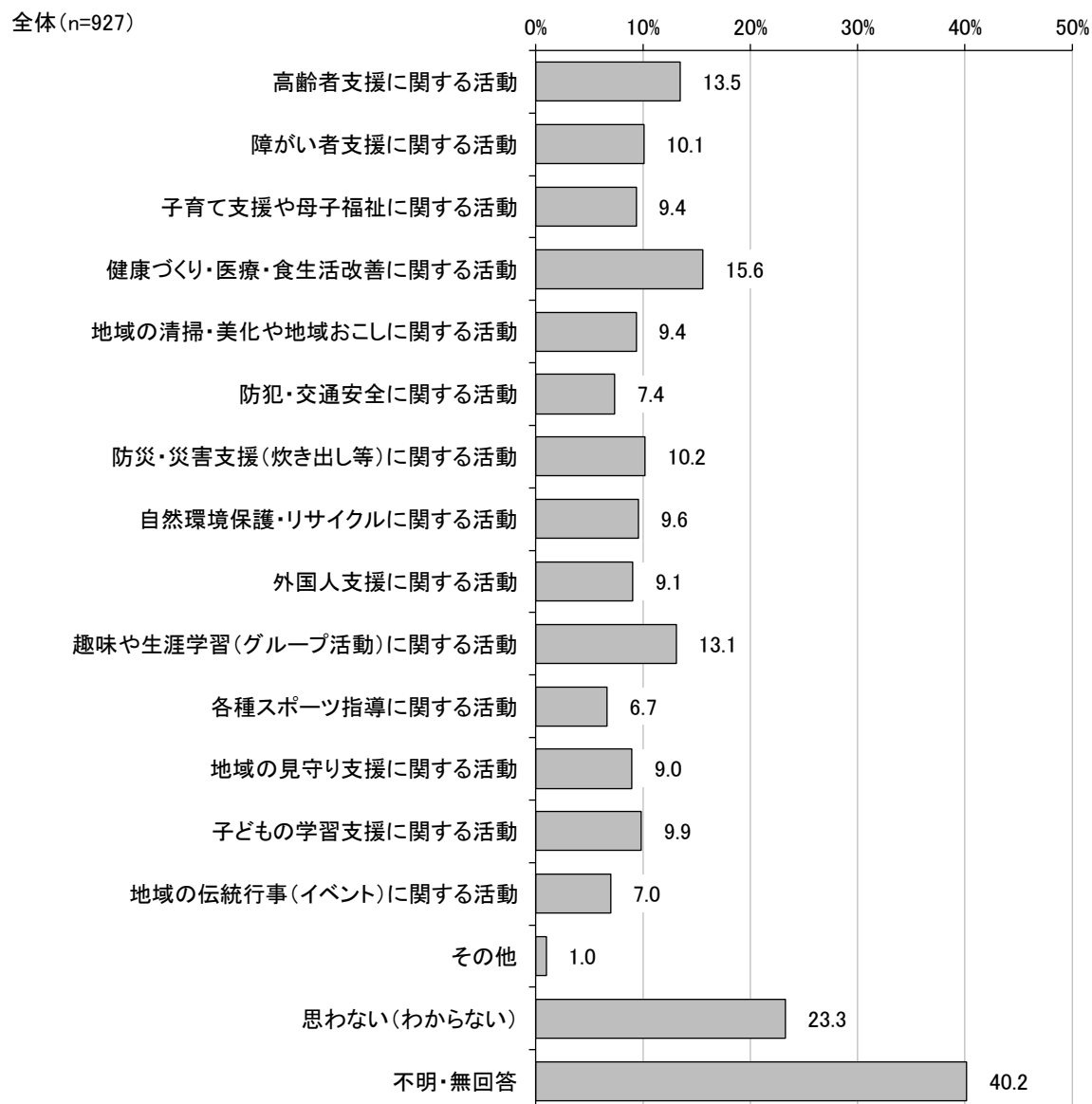
民生委員・児童委員による登校見守り

問 23 A. あなたは、どのような分野のボランティア活動に現在、参加していますか。
(あてはまるものすべてに○)



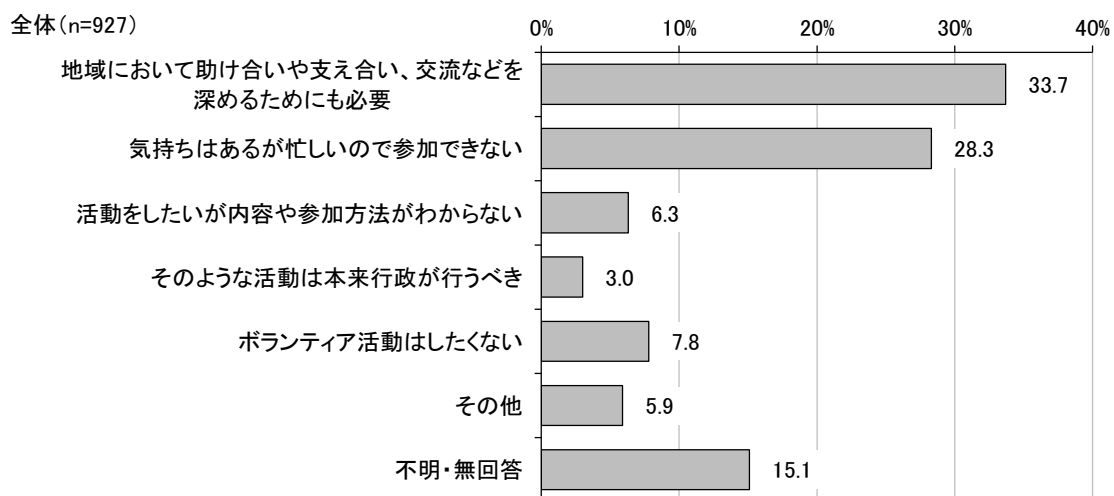
地域のサポーターに見守られながら福祉体験学習

問 23 B. あなたは、どのような分野のボランティア活動に参加してみたいと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)



ヘルスメイトによる炊き出し訓練

問 25 あなたはボランティア活動についてどのように思っていますか。(1つに○)

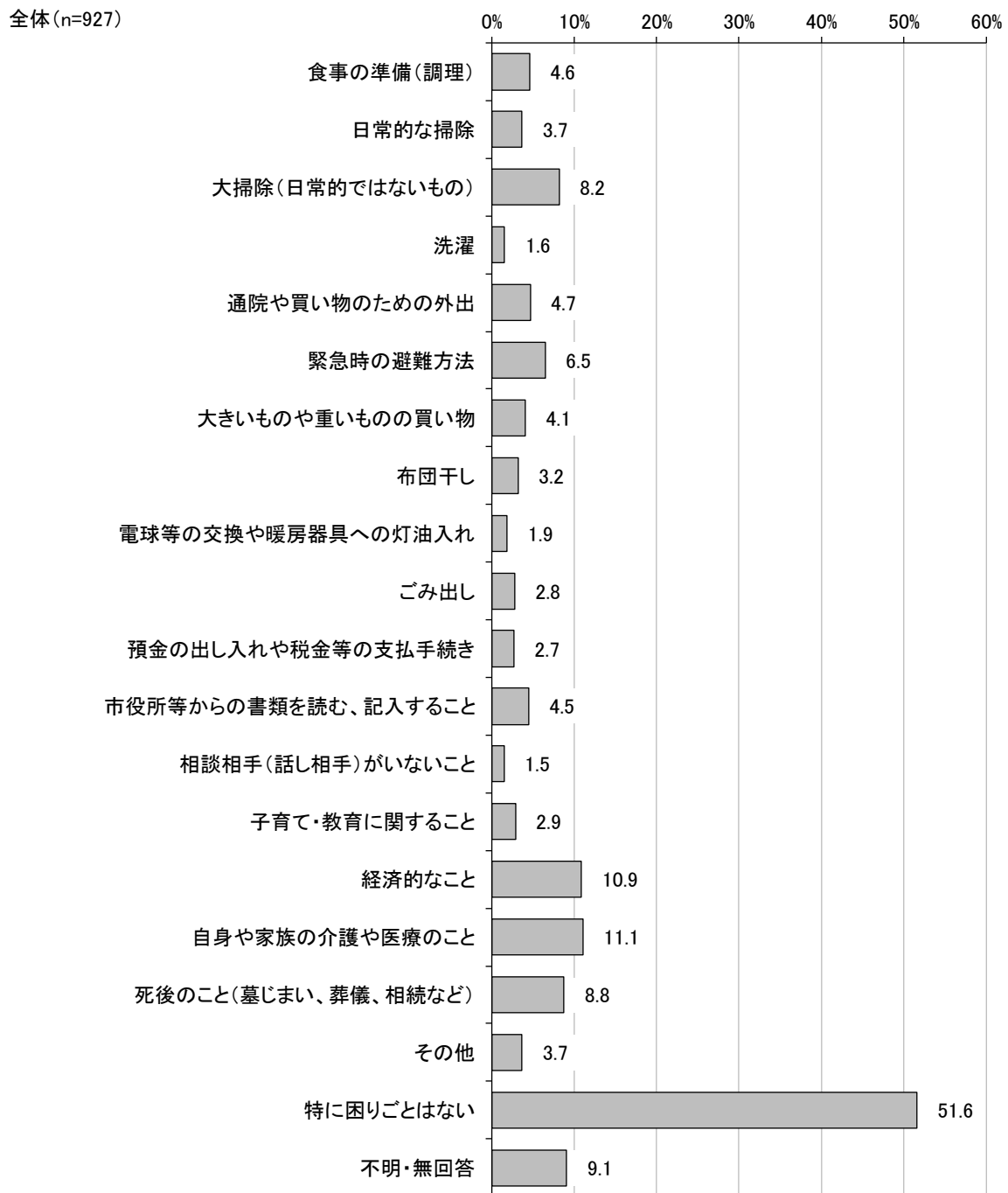


老人クラブによる清掃ボランティア

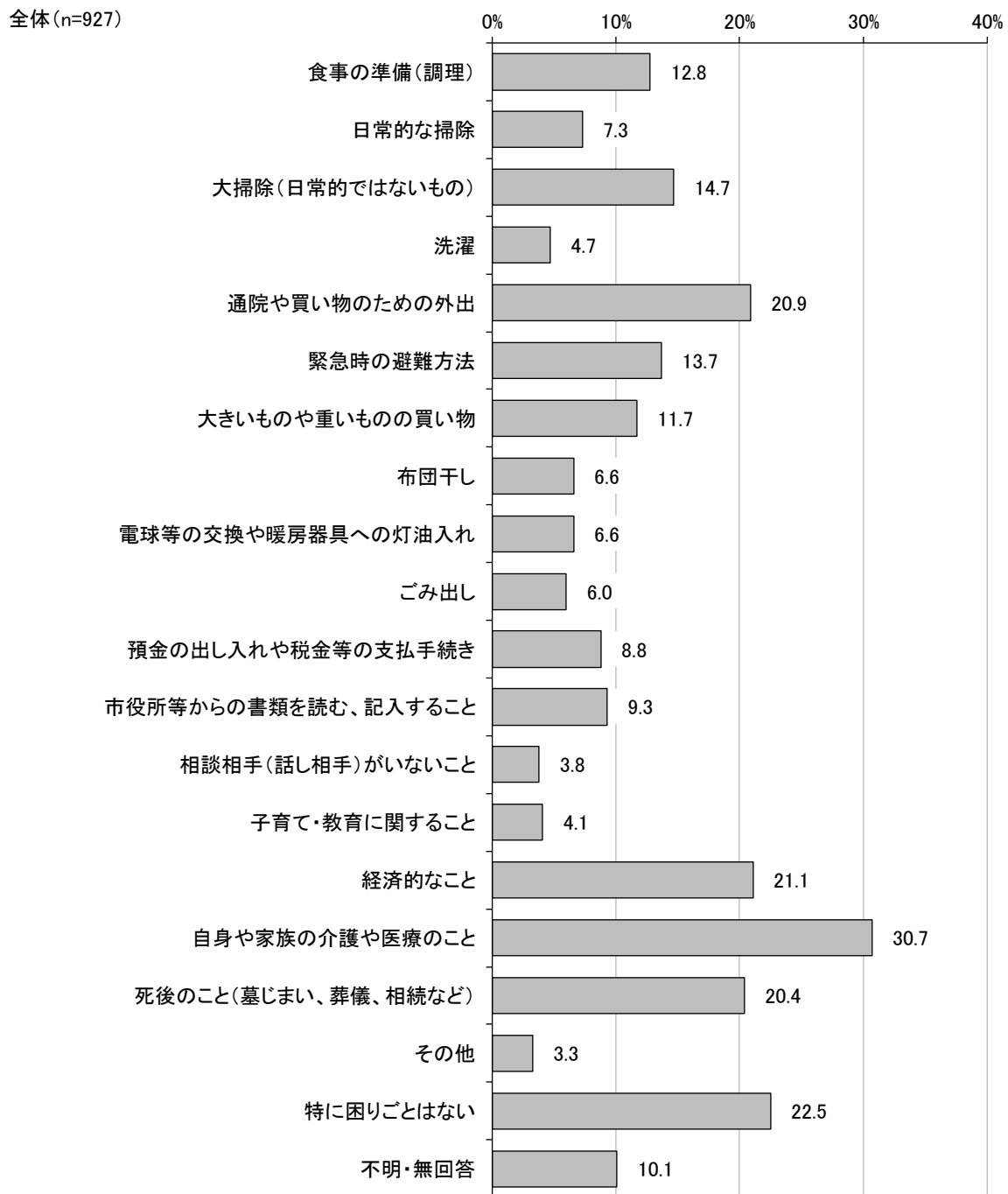


災害ボランティア（令和2年県南豪雨）

問 26 あなたが日常生活を送る上で、現在お困りのことはどんなことですか。
 (あてはまるものすべてに○)

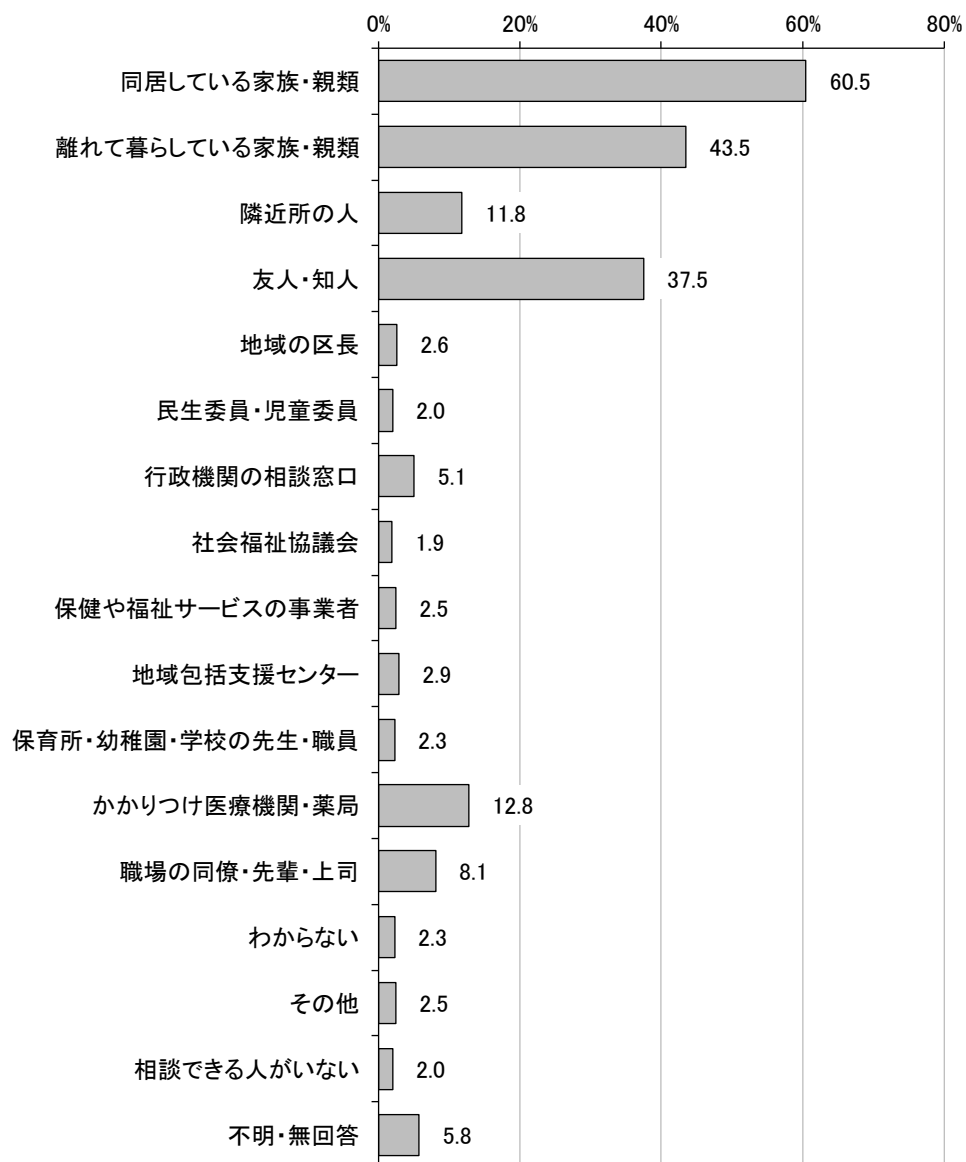


問 27 あなたが日常生活を送る上で、将来不安なこと、困りそうなことはどんなことですか。
 (あてはまるものすべてに○)



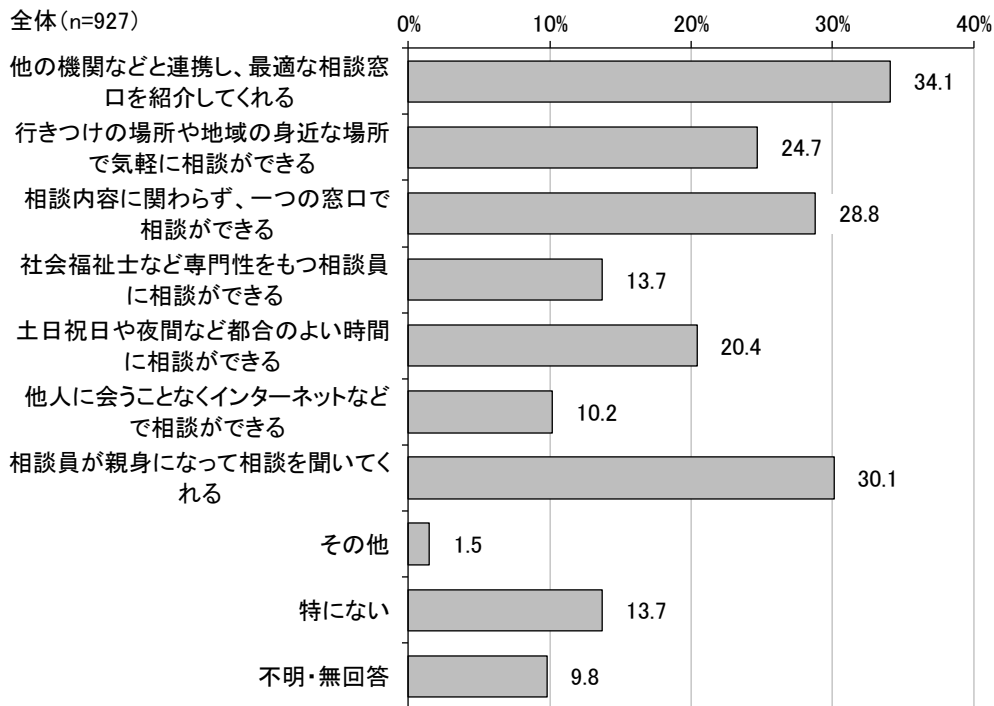
問 28 悩みや不安があったとき、誰（どこ）に相談していますか。（あてはまるものすべてに○）

全体 (n=927)

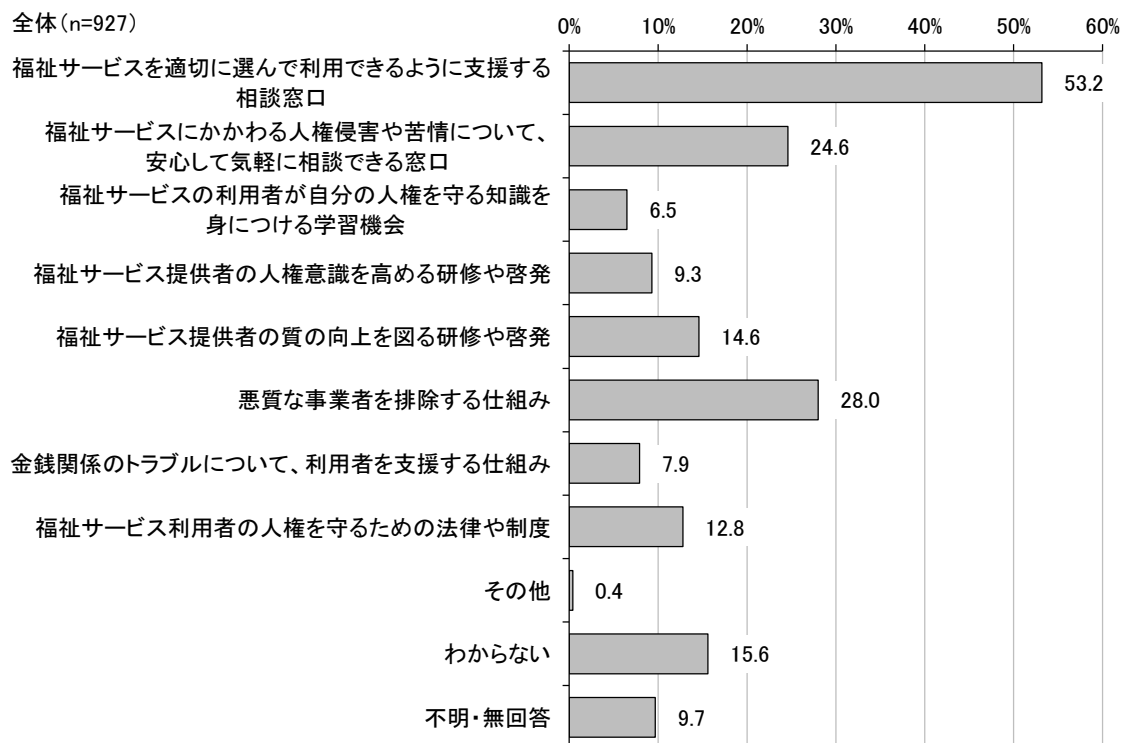


傾聴ボランティア養成講座

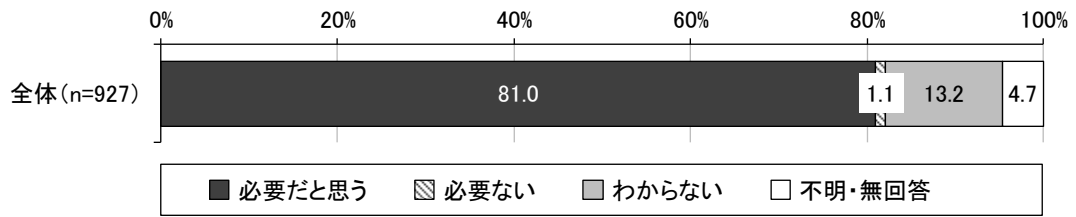
問 29 福祉に関する相談窓口について、どのような窓口であれば相談しやすいと思いますか。
 (あてはまるものすべてに○)



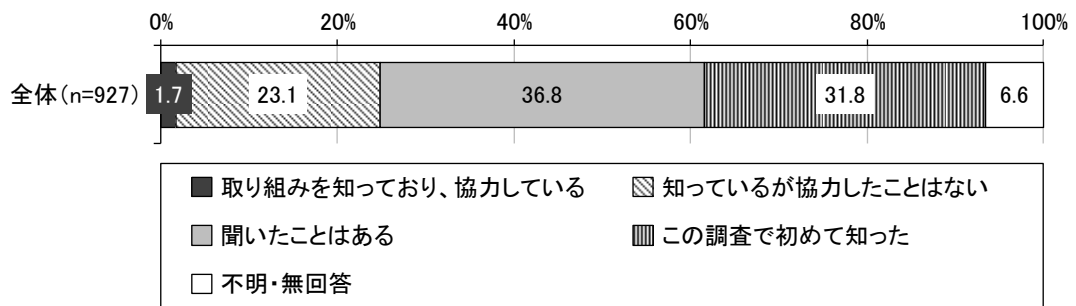
問 31 あなたは、子育てや高齢者、障がい者に関するサービスを安心して利用できるようにするため、どのようなことを充実すべきだと思いますか。(3つまで○)



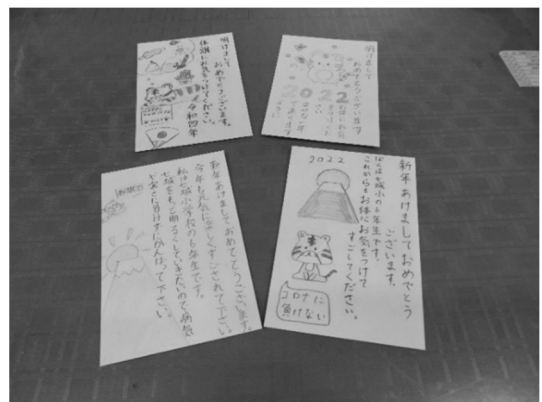
問 33 あなたは災害ボランティアについて必要だと思いますか。(1つに○)



問 35 あなたは再犯防止の取り組みが進められていることを知っていますか。(1つに○)

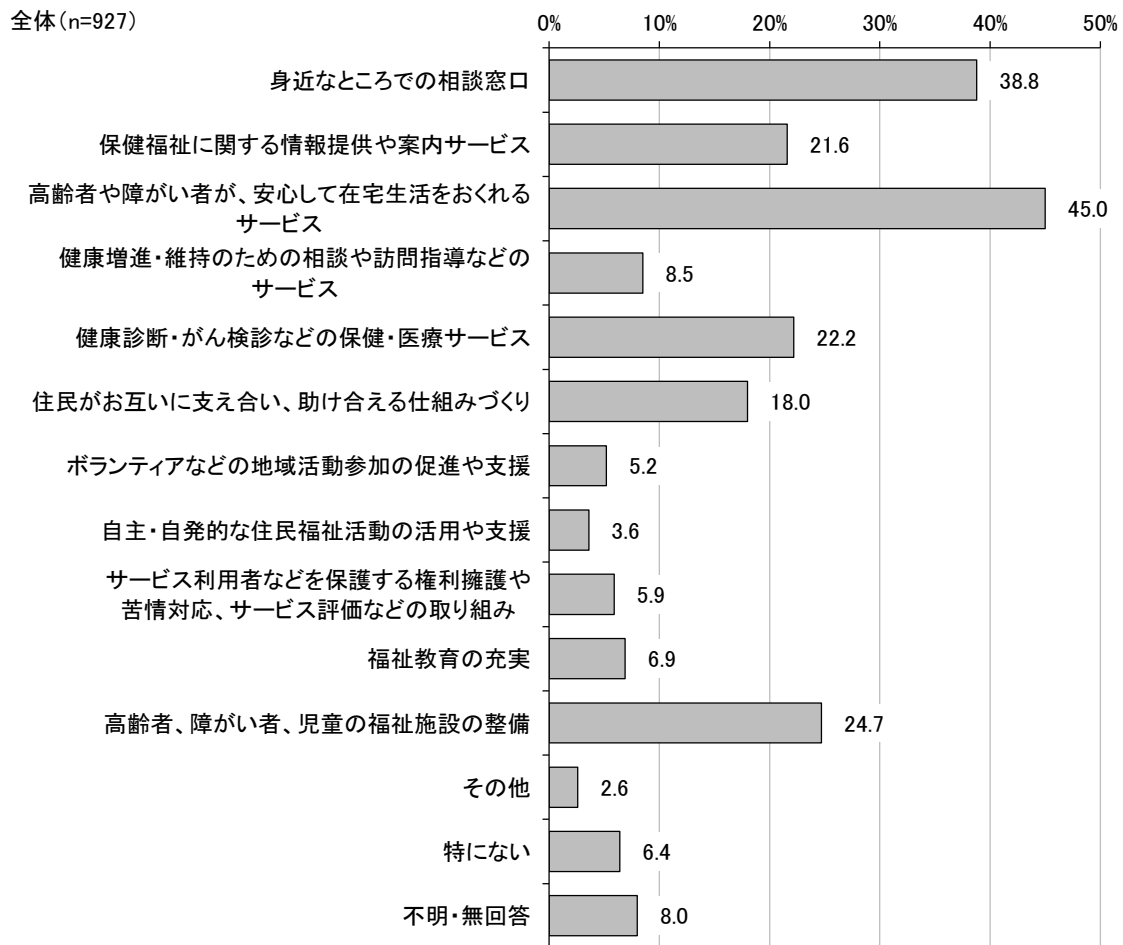


菊池女子高生徒考案の脳トレノート



児童から地域の高齢者への年賀状 (菊池北小)

問 39 今後、菊池市が健康や福祉を充実していくうえで取り組むべき施策として、優先して充実すべきだと思うものは何ですか。(3つまで○)



区を挙げての防災訓練（藤田区）

○アンケート調査の自由記述

問 36 コロナの影響により生活の中で困ったことや、不安に感じていること、支援してほしいと思うこと。

- ・地域や学校などの行事が自粛され、住民同士の交流の場が減ってしまった。このまま関わりが薄れていくことが不安。
- ・マスクで顔の表情がわからない。
- ・人ごみの中に行くのをためらう。集会などにも不安を感じる。感染症の再来が心配。
- ・地域行事を開催するか否かを判断する基準が無く、迷った。
- ・高齢者は閉じこもっている。認知症の高齢者が増えたのでは。
- ・交流が減ったことで、ある面「楽かな」と思うこともある。
- ・外出を控えたことで運動不足になり体力が低下した。健康な生活を維持できるか不安。
- ・感染者に対するプライバシーの侵害が見受けられた。もしコロナにかかったら近所や職場で何を言われるかわからず、常に不安だった。
- ・コロナ前が良かったという人、今のままで何もしない方がいいという人、半々ぐらいだと思う。

問 37 コロナ禍でできなかったことの中で、今後、再開したいことや取り組んでみたいこと。

- ・地域の行事や子どもから大人まで参加できるイベント。
- ・地域の人がいいつでも気軽に集まれる場。定期的な集まり。
- ・一人暮らし高齢者への支援。
- ・ボランティア活動。
- ・趣味の講座、サロンや健康維持のための福祉ボランティア講座。
- ・保育園や学校の行事。
- ・まだ収束していない。行事等の再開は早い。コロナが完全になくなるまで何もしたいと思わない。
- ・働いていると地域行事は負担。なるべく減らしてほしい。コロナで無くなりちょうどよかった。

問 38 T S M C工場建設に伴う外国人等の増加による影響について。

- ・ごみ出しなどのルールをめぐってトラブルが生じるのではないかと心配。
- ・日本の文化やマナー、生活習慣などを知ってほしい。
- ・思い込みをなくし偏見の目で見ないようにしたい。学ぶことも多いと思う。
- ・言葉を覚えられるチャンスでもある。異文化交流ができて活気が出るのでは。仲良くしていきたい。
- ・菊池の良さを知ってもらいたい。
- ・仲良くなりたいが、コミュニケーションの取り方がわからない。
- ・何か起きた時に相談できる窓口を準備してほしい。
- ・互いに知り合う場が必要。両者が安心して暮らせるよう、市には交流の場を作ってほしい。

問 39 その他、地域福祉の施策に関するご意見ご要望

- ・移動手段、交通網の充実。
- ・運転免許返納後の生活が不安。移動販売車が定期的に来てくれたら。
- ・小さな地区でも各種相談が近くで気軽にできる窓口があれば。
- ・誰もが気軽に立ち寄り、交流できる場所がほしい。カフェ、食堂、ベンチ、縁側などでおしゃべりしたり、趣味を楽しんだり、運動をしたり、談笑してくつろいだりできる場所があれば。
- ・地域では高齢化が顕著。若い人が中心となって進めることができる組織づくりに移行していかなければならない。



移動販売は住民の貴重な交流の場（龍門地区）

(2) グループインタビューの結果

① 開催概要

計画策定に向けて、日頃、福祉に関わる地域の方々に、地域福祉を推進するために地域の中で必要だと思うことを考えていただくため、団体ヒアリングを開催しました。

■ 概要

開催日	令和5年9月17日(日)
開催時間	10時00分～12時00分
開催場所	菊池市生涯学習センターKiCROSS 大研修室
対象者	民生委員・児童委員、区長会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協議会、市内高校に通う高校生
参加者数	44名

■ テーマ

1. 普段の生活や活動での困りごとや地域での問題について
2. 自分たちができること、行政や社協に助けてほしいこと



② テーマごとの意見まとめ

テーマ1：普段の生活や活動での困りごとや地域での問題について

【地域のつながり】

- ・地域の団体（老人クラブ、地区社協、民生委員・児童委員、身障協、人権擁護委員など）では入会者や担い手が減っており、活動に支障が出ている。存続が難しくなる団体も出てくると思う。
- ・新しい家が出来ても区に入ってもらえないことが多くなっている。ごみ出しなどでトラブルになりやすく対応が必要になってきている。
- ・団体の活動は良いが、役が負担になってしまうので、参加したくないという人も多い。
- ・地域でつながりがない人には声をかけようにもかけられないことが多い。
- ・子どもと地域が関わる場面がもっと増えても良い。単発になってしまいがちなので、継続的にできる活動を実施することが求められている。

【日常生活（移動・交通・買い物など）】

- ・日常生活における移動は車がないと不便。路線バスは使える人が限られ、通学もスクールバスか親の送迎が多い。市外に出る際も公共交通機関が乏しいので不便。あいのりタクシーなどの取り組みもあるが、週末が利用できないなど不便さがある。
- ・小さい個人商店など地域で気軽に買い物できる場所がなく、客は大型のスーパーやコンビニに集中している。特に、高齢者は運転免許返納後に自力で買い物に行けないことが多く、移動販売など地域で買い物ができる環境が求められている。

【相談体制】

- ・悩みを抱えていても、相談することができずに抱え込んでしまうケースが多い。特に障がい福祉や生活困窮などについては相談先につながりにくい人もいる。気軽に相談できる先が求められている。
- ・高校生は家族や友達、学校の先生が相談先になるが、それ以外の相談先もあると良いのにと感じることも多い。

【子育て支援】

- ・保育料の負担軽減や、病児・病後児保育の充実など結婚しても働きつづけやすい環境づくりが求められている。
- ・子育てに関する相談も複雑化・複合化し、増加している。

【高齢者福祉】

- ・ 地域によっては人口減少・過疎化が深刻。
- ・ 高齢者のひきこもり問題は表面に出てきにくく孤立が進むため対策が必要。
- ・ サロンは地域によって活動状況は様々。健康づくりのために積極的に活動する地域がある一方で、担い手も参加者もないことから、立ち上げや維持が難しい地域もある。

【障がい福祉】

- ・ 発達に遅れのある子どもについての相談が増えてきている。支援は充実してきているが、地域においても関わって見守ってくれるような存在が望まれている。
- ・ 市内のバリアフリー化やユニバーサルデザインへの配慮が進んでいない部分がある。
- ・ 身体障がい者向けの駐車場が少なく、使えないことが多い。トイレについても同様。

【防災関係】

- ・ 地域防災組織はあるが不安。自分で避難できる人は良いが、できない人がどうすべきかを考える必要がある。
- ・ 防災訓練などに積極的に取り組んでいる地域もある。

【高校生の活動】

- ・ 泗水地域の子ども食堂（ひのくにスマイル食堂）では、高校生などがボランティア活動をしており交流が盛んだが、来てくれる人は固定化されつつある。
- ・ 学校の行事を通して地域の人との交流は行っているが、自主的にボランティアに参加するとなると具体的に何をすればいいのかがわからない。
- ・ 学生の勉強をする場所が少ない。学校以外でも友人と気軽に話しながら勉強できる環境があればと思う。
- ・ 菊池高校の「まちづくり同好会」では、市や地域おこし協力隊と連携しながら、空き家改修・利活用に向けて活動を進めている。

【その他】

- ・ 住民同士の交流は、プライバシーの問題があり、どこまで踏み込んで良いか難しい。
- ・ アパートやマンションが増えて、誰が住んでいるかわからないことが多くなっている。
- ・ コロナ禍で地域の中の活動が止まり、引き継ぎをすることもできない状態だった。活動をしようと思っても、万が一を考えると何もできなかった。

テーマ2：自分たちができること、行政や社協に助けてほしいこと

【自分たちができること】

- ・身の回りの人に移動や買い物支援を頼める人達を増やす関係性づくりも重要。地域でお互いに見守り合い支え合うことが大事。また、事故が起きた場合の保障の問題も解決できると良い。
- ・地域の中で気軽に交流ができるようなイベント（例：地域の運動会、もちつき大会、夏祭りなど）があると良い。
- ・地域の活動をもっとPRすることが大事。参加しやすい雰囲気をつくり、参加者の敷居を下げると良い。
- ・担い手確保が課題。少し若年層の元気な人に協力してもらえよう周知・啓発が必要。
- ・災害対策として、日頃から地域住民同士の交流を深めておく必要がある。
- ・団体間の連携が薄いので、それぞれの活動内容をお互いに知り、協力しながら地域で活動をしていくと、より活動の幅が広がるのでは。
- ・地域で困っている人と直接話せる機会がもっと多くなると、地域の中で解決できることも増えるのではないかな。
- ・コロナ禍から活動を再開する必要があるが大変だが、一度中止になったものを再開するのは大変。やり方を再考する必要がある。

【行政や社協に助けてほしいこと】

- ・市内外の行き来を便利にするための公共交通機関の確保。あいのりタクシー等も使いやすさを向上させて、多くの人を使うものにしていく必要がある。
- ・免許返納した高齢者にはタクシーなどの利用補助などがあると良い。
- ・買い物支援や移動販売など、高齢者が日常的に困ることのないよう買い物環境を充実させてほしい。
- ・若者は、若い人たちが集まれる場所が市内にたくさんできると、地域で交流ができるようになる。
- ・「子ども民生委員」のように、子どもの時から地域と関われるような取り組みをしてほしい。市や教育委員会の理解を進めていくことが必要。
- ・障がい者スポーツに対する協力や支援を充実させてほしい。また、学校等の連携などを図れば、大きなイベントとしてスポーツ大会などもできるのでは。
- ・高校生や若者は市が何をしているのか知らない。いろんな世代の人に知らせる仕組みをつくらないといけない。
- ・福祉人材の確保。介護職や保育士などの担い手の減少について対策をしてほしい。

(3) 各種調査結果の分析

無作為に 3,000 人の住民向けに行ったアンケートについて、回答者の 10 人に 1 人がひとり暮らしの人でした。

また、回答者の 6 割が近所の方とは立ち話や挨拶をする程度としており、8 割以上が今後もこのままの付き合い方で良いと回答しています。地域でのコミュニケーションについては、浅く狭い関係性を望んでいる傾向が見られました。

「お住まいの地域に気にかかる人がいますか」という問いに対しては、2 割以上の回答者が、地域に気にかかる人がいると回答し、その気にかかる人の 6 割以上がひとり暮らしの高齢者でした。

ひとり暮らしの高齢者に対しては、地域住民も非常に心配しており、そのような高齢者の安否確認や見守り等が地域課題の一つになっていると考えられます。

「地域の中であったら良いと思う活動」については、それぞれ 3 割程度の人が「地区の誰もが気軽に集える居場所づくり」「ひとり暮らし高齢者等への見守り活動」を希望しており、地域からのニーズとして捉える必要があると思われます。

そのほか、「あなたが現在困っていること」について、1 割程度が「自身や家族の介護や医療のこと」「経済的なこと」について困っていると回答しており、今後困りそうなことでは、「自身や家族の介護や医療のこと」については 3 割、「経済的なこと」については 2 割程度が困る可能性があるという回答しています。

介護や医療、生計に関することについては、一定数の住民が現在又は将来に不安を抱えているということがわかります。

福祉に関するサービスの要望については、4 割弱の人が「他の機関などと連携し、最適な相談窓口を紹介してくれる」、また半数以上が「福祉サービスを適切に選んで利用できるように支援する相談窓口」の設置を求めており、改めて令和 6 年度から本格始動する「重層的支援体制整備事業」の重要性が読み取れる内容となりました。

そのほか、大手半導体企業の進出等に伴い、外国人労働者等が増加していることから、人口増加や異文化との交流等を歓迎する一方、言葉が通じないことや生活習慣が異なることによる心配や不安などの声も多く聞かれました。このような課題については、地域や行政、社協においても課題が表面化する前から早期に考えていく必要があると考えます。

グループインタビューについて、テーマ 1 では人口減少等から地域の活動団体や区への加入者が減少しており、草刈りやボランティア活動などが困難になっているという意見が多く挙げられました。

また、コロナ禍で地域の活動等も停滞し、復活の兆しが見えない行政区もあるという意見もありました。

さらに、中山間地域を中心にひとり暮らしの高齢者等が増加し、移動手段の確保や買い物支援等の必要性についても多く意見が出ていました。

そして、悩みを抱えていても誰に相談していいかわからず、一人で抱え込んでしまうケースが多いことも指摘されていました。

テーマ2については、市内の高校生が地域の子ども食堂のサポートを行ったり、まちづくりの同好会を組織化したりするなど、地域活性化に寄与しようとする姿勢が見られました。

一方で、行政や社協への要望として、高齢者の移動手段の確保や買い物支援、福祉人材の確保などが挙げられていました。

まずは、高校生の活動など地域内でできることを自助・互助で行っていくことが重要ですが、それだけでは解決が難しい地域課題については、市及び社協、福祉事務所等も一緒になって課題解決への糸口を見つける伴走支援が必要であると考えます。

また、既存のサービスだけでは対応が難しい地域住民の悩みやニーズに対し、「重層的支援体制」の必要性も改めて感じられました。



高校生考案の脳トレ問題にチャレンジ（北原区サロン）



中学生が保育園でお仕事体験（ワークキャンプ）

4 本計画における課題と分析

(1) 現状と課題

これまでの評価や分析を踏まえ、本市の課題を次のように整理します。

1. 中山間地域を中心とした少子高齢化の進行により、地域コミュニティや各種団体等の存続が困難になっています。加えて、コロナ禍により地域住民がつどう場が無くなってしまい、一度なくなってしまった交流の場を復活させるのが困難な状況となっています。
2. 高齢者をはじめとした単身世帯や核家族世帯の増加、地域での付き合い方の変化により、地域での支え合いが希薄化しています。交通手段の確保や買い物にも支障をきたしているのが現状です。
3. 自分からは悩みを相談できない人たちの存在や、ヤングケアラー・8050問題・ごみ屋敷といった複雑化・複合化した問題など、自助・互助・共助だけでは解決が難しい地域課題が表面化してきています。

(2) 連携体制の構築

上記のような課題に対応すべく、地域においては、区長や民生委員・児童委員、地区社協や地域団体等がそれぞれに動くのではなく、情報の共有やネットワークの構築など相互に協力しながら課題に対応する必要があります。

また、行政と社協が両輪となり、県や福祉事業所、民間企業等とも連携を図りながら、地域福祉の課題に取り組んでいきます。

さらに、重層的支援体制の整備に向けて、より強固な体制づくりを進めていきます。

(3) 課題解決に向けて

本計画では、人口減少やコロナ禍で失われつつある、地域での交流や支え合いを再興することを目指します。

そのためには、交流の場づくりや世代間交流を進めるほか、市民一人一人の参画意識を醸成していく必要があります。特に、アンケートやグループインタビューでも意見の挙がった若い世代、働く世代の参画が不可欠です。近年課題となっている福祉人材の育成や確保についても地域一丸となって取り組むことが重要です。

また、ひとり暮らしの高齢者や地域子どもたちを守るために、地域の声かけや見守り活動の強化を目指します。そのためには、普段からのコミュニケーションが不可欠となりますので、行政や社協も一緒になり、地域のつながりの輪を再構築していくことが求められます。

さらには、高齢者等の交通手段の確保や買い物支援についても取り組む必要があります。

そして、自分からは悩みを相談できない人や、ヤングケアラー等の複雑化・複合化した問題など、自助・互助・共助だけでは解決が難しい地域課題については、重層的支援体制の整備を図り、適正かつ迅速に伴走支援を行うことが重要です。

最後に、これらの取り組みを一過性にしないよう、本計画では持続可能な地域福祉の実現を目指します。



地域食堂・子ども食堂における防災訓練



桜山七区ふれあい隊

第3章 計画の目指す方向性

1 基本理念

菊池市として地域福祉を進め、地域共生社会の実現を目指すため、本計画では市民が“つどえる”機会や場所を充実させ、交流を促進することで市民や団体、社協、行政それぞれの“つながり”を強固なものにし、誰もが安心していつまでもいきいきと“住みつづける”ことができるまちづくりを推進します。そのため、本計画では以下のような基本理念を掲げ施策を展開します。

基本理念

市民が「つどい、つながり、つづける」福祉のまち

2 横断的取組目標

本計画では、計画の基本理念の実現に向けて基本目標ごとに取り組む施策を位置付けますが、それとは別に分野横断的に、すべての施策の実行の際に押さえるべき視点として「横断的取組目標」を設定します。

目標の内容としては、前回計画期間中に世界中で大きな影響を与えたコロナ禍からの脱却と、国際的・社会的に求められるようになったSDGsの推進による誰一人取り残さない社会の形成とし、本計画で推進する施策を進める際に、これらの視点も取り入れた施策展開を行います。

横断的取組目標

1. コロナ禍からの再生

コロナ禍で停滞した地域活動の再開や、失われた地域のつながりを再び取り戻す視点

2. 誰一人取り残さない社会の形成

SDGsの視点を取り入れた、属性や分野を問わない支援体制の構築

3 計画の基本目標

第2章で整理した計画課題をもとに、今後の目標を次のように定めます。まず、市民や地域の中で交流や支え合いが図られ、“つどう”ことができる環境を形成し、地域の中で積極的に活動する団体や活動者が行政や社協と“つながり”、その地域を支える体制をつくります。さらに、誰もが安心して“住みつづけられる”ための様々な福祉サービスや制度、相談体制などを強化することで、本市の地域共生社会の実現を目指します。

基本目標1 誰もがつどえる地域コミュニティづくり

地域内における交流や支え合いの活動を展開することで、活発な地域コミュニティを醸成し、誰もが地域の中で気軽に協力し合えるような環境を形成します。

基本目標2 地域の担い手の輪を広げ見守り支え合う つながりづくり

地域内で活動するボランティアや地域の活動団体、福祉関係の事業所などがお互いに連携を取れる体制を構築し、さらに、そのつながりを行政と社協によって下支えすることで担い手の輪を広げ、包括的な支援体制を構築します。

基本目標3 一人一人がいきいきと住みつづけられる まちづくり

誰もがいきいきと安心して住みつづけられるよう、相談体制や福祉に関する教育、また各種福祉サービスや制度の充実を図ることで、暮らしやすいまちづくりを進めます。

なお、身近な生活単位である行政区、菊池、七城、旭志、泗水などの第3期計画の福祉圏域の考え方を継承し、さらに菊池市全体等の段階的な地域で、計画を進めます。



4 計画の体系図

計画の基本目標に基づく、施策の展開の体系図については以下の通りです。



第4章 施策の展開

基本目標1 誰もがつどえる地域コミュニティづくり

1. 交流の場づくりの推進

現状と課題

- 地区社協活動や小地域福祉活動、サロン活動などを中心に交流の場の形成が図られていますが、コロナ禍で活動が停滞しており、コロナ禍の収束とあわせて活動の再開が求められています。
- 市民の意見では、既存の交流の場だけでなく、より多様で気軽に通うことができる交流の場を求める声が多くなっており、地域内における自主的な交流の場の形成も必要となっています。

取り組み方針

- 地区社協活動や小地域福祉活動、サロン活動などを中心とした、既存の地域内での交流・活動を推進します。
- 地域内の福祉拠点や公民館・自治公民館での活動や、民間事業者・住民の自主的な集まりなどを支援し、地域内の交流の活性化を促進します。

住民が取り組むこと

- 積極的な地域交流の場に参加をしてみましょう
- 地域の交流活動などへ担い手側としての参画をしてみましょう

組織・団体等が取り組むこと

- 地域の交流の場づくりなどに積極的に協力しましょう
- 施設や各種事業を活用し、地域住民との交流を促進しましょう

行政が取り組むこと

- 地区社協活動への基本的な支援や行政の取り組みの伝達等での連携
- 小地域福祉活動の広報や座談会への参加
- 地域でのまとめりや交流活動の重要性の啓発と活動支援

社協が取り組むこと

- 小地域（行政区、複数区、地区社協単位等）における地域福祉活動への助言、提案、助成
- 小地域福祉活動実施地区への働きかけとフォローアップ
- 地域課題把握のための座談会実施
- 地域行事や交流イベントにおける助言、提案や、備品の貸出し、職員派遣等の支援
- サロンの立ち上げ・運営の支援、サロン休止地区の再開・再活性化
- 子ども・地域食堂への支援

2. 支え合い活動の推進

現状と課題

- 地域のつながりの希薄化により、地域の中での支え合いの意識が薄れつつあります。市民の意識を見ても、地域の中で支え合いの環境を形成できている人は少ないため、市民の支え合いの意識を活性化していくことが重要になっています。
- 住民参加型の生活支援サービスとして、生活支援サポートや子育てサポートなどを実施していますが、多岐にわたるニーズが高まっており、他分野においても住民によるサポートのための体制づくりの必要があります。特に、移動支援や買い物支援などの日常生活を支える住民同士の支え合いの取り組みに対するニーズが非常に高くなっています。

取り組み方針

- 市民の支え合い意識の醸成に努めます。
- 住民参加型生活支援サービスの更なる充実に向け、サポーター制度の拡充や、サポーターの養成に取り組みます。

住民が取り組むこと

- 隣近所の人と悩みや困りごとを相談し合ったり助け合ったりしましょう
- 住民参加型生活支援サービスのサポーターとして活動に参加してみましょう

組織・団体等が取り組むこと

- 事業所として、住民参加型生活支援サービスの充実に向けて協力を努めましょう
- 住民同士の支え合いの意識啓発に努めましょう

行政が取り組むこと

- 互助・共助に関する活動の周知・啓発
- 生活支援サービスを行っている社協やシルバー人材センター、一般企業などの取り組みの調査・把握と、情報提供の推進
- 住民の間で移動支援や買い物支援を推進するための制度の検討

社協が取り組むこと

- 「にこにこサービス事業」、「子育てサポートセンター事業」のサービスの充実と、サポーター養成講座の見直し、強化
- 新たな支え合いの仕組みづくりに向けた地域への啓発、支援
- 組織によらない住民同士の支え合いの意識醸成、啓発

3. 市民参画の促進

現状と課題

- 市民の地域への参画意向はあまり高くなく、地域で行われている活動などに興味がない人も数多く見受けられます。まずは、地域に目を向ける市民を一人でも多く増やしていくことが重要となります。
- 中心的な役割を担うようなリーダー・担い手を引き受ける人は年々減少しつつあり、担い手の高齢化も進んでいます。若い世代を中心にした担い手の育成も重要となります。

取り組み方針

- 市民に対して地域への参画を促す啓発活動に取り組みます。
- 新たな地域のリーダーや担い手となる人を確保するため、若い世代や働く世代へのアプローチを進めます。

住民が取り組むこと

- 地域活動に積極的に参加しましょう
- 各種講座や研修などに参加し、地域活動の担い手としてスキルアップを目指しましょう

組織・団体等が取り組むこと

- 講座や研修への専門職の派遣などを通じて、地域活動の活性化を支援しましょう

行政が取り組むこと

- 地域活動に関する情報発信や周知啓発の実施
- 福祉座談会に関する区長会での説明・協力要請
- 各種人材養成、研修活動の推進

社協が取り組むこと

- 多世代に向けた地域福祉に関する意識啓発及び参画促進に向けた情報発信
- 多世代の住民のニーズに応じた事業や研修会の企画・実施
- 活動の事例報告・周知を通じた活動への参加促進
- ニーズ把握のための地域福祉座談会の開催
- 幅広い年代を対象とした人材育成事業の展開と、地域リーダーの発掘

4. 世代間交流の促進

現状と課題

○地域の交流の中で、若い世代や子どもが参加することによって、地域内の交流が活性化するのはないかという意見が市民から多くあげられています。これまで、なかなか地域行事等に参加してこなかった世代の参加を促し、世代間交流を図ることの重要性が高まっています。

取り組み方針

○若い世代や子どもたちを中心とした多世代交流ができる場の形成を進めていきます。

住民が取り組むこと

- 子どもたちと一緒に地域の交流の場に参加しましょう
- 地域内の子どもや高齢者など多様な人との交流を積極的に図りましょう

組織・団体等が取り組むこと

- 地域活動の中で若い世代や子どもたちと交流ができる場づくりに協力しましょう

行政が取り組むこと

- 多世代交流の場づくりに対する支援
- 若い世代や子どもたちを中心とした地域交流事業の実施や支援

社協が取り組むこと

- 地域における世代間交流イベント実施への助言、助成、提案、支援等
- 若い世代や子どもたちを中心とした地域交流事業の企画・実施
- 多世代交流の場づくり
- 伝統行事の継承を通じた多世代交流の促進



地域の皆さんを招いて獅子舞を披露（花房小）



地域の先生から盆踊りをなりました（隈府小）

基本目標2 地域の担い手の輪を広げ見守り支え合うつながりづくり

1. 災害への備えの充実

現状と課題

- 台風や大雨、地震などの災害が多くなり、災害対策の重要性が高まっています。それにあわせて、市民の防災意識についても一定の高まりが見受けられ、自助・互助による災害への備えなども図られるようになってきています。今後も引きつづき、自主的な災害への備えを推進できるような意識啓発に取り組む必要があります。
- 避難行動要支援者など、地域の中で避難の際に支援を必要とする人や、避難後に支援を要する人たちに対して支援ができる体制づくりについてもニーズが高まっており、体制整備の強化を図る必要があります。

取り組み方針

- 市民や地域が自ら災害に対しての備えを行い、自助・互助によって支え合う災害対策の基盤づくりを推進します。
- 避難行動要支援者名簿や福祉避難所、防災見守りマップなど、災害時に支援を必要とする人たちへ適切な支援ができるための体制づくりに努めます。

住民が取り組むこと

- 自主防災組織の活動や防災訓練に積極的に参加しましょう
- 自主的に避難ができない人や世帯の避難を支援できる体制づくりに協力しましょう
- 防災見守りマップの作成に協力しましょう

組織・団体等が取り組むこと

- 事業所周辺の住民と協力して防災対策を推進しましょう
- 災害時に福祉避難所の設置に協力しましょう
- 避難行動要支援者の避難行動を支援しましょう

行政が取り組むこと

- 自主防災組織の避難訓練の支援及び防災講話等の実施を通じた支援
- 4市町合同による防災士養成講座の実施
- 避難行動要支援者名簿同意確認及び個別避難計画登録の推進
- 命のバトンの普及
- 被災者のニーズに応じ、迅速な市営住宅の一時利用体制の確保

社協が取り組むこと

- 地域における避難訓練・防災訓練への協力
- 避難行動要支援者の支援を踏まえた地域での防災見守りマップ作成の推進、協力
- 民生委員・児童委員、地域福祉委員、地区社協の活動を通じた早期避難の呼びかけ
- 災害ボランティアセンター設置訓練や研修の継続によるセンターの機能強化

2. 防犯・交通安全の促進

現状と課題

- 地域内の安全を守るために防犯や交通安全に対する意識の向上が求められています。市民向けの啓発を進めるとともに、多様な見守り活動と連動した地域の防犯・交通安全を守るための体制づくりが必要となっています。
- 一方で、犯罪や非行をした人が、再び同じことを繰り返さないための支援や周知、啓発活動も、安心安全な地域づくりのためには必要です。

取り組み方針

- 誰もが安心して暮らせるよう防犯・交通安全のための体制づくりに努めます。
- 再犯防止に関する取り組みについては、「菊池市再犯防止推進計画」とし、犯罪や非行が繰り返されない安心安全な地域づくりに努めます。

住民が取り組むこと

- 子どもたちの登下校の見守り活動などに参加しましょう
- 地域の中で不審な人を見かけたら通報しましょう
- 交通ルールを守りましょう
- 身近な人と気かけ合い、見守り合い、支え合いましょう

組織・団体等が取り組むこと

- 地域の防犯や交通安全に関する啓発活動などに協力しましょう
- 見守り・パトロール活動に参加しましょう

行政が取り組むこと

- PTA及び少年補導員と共同による防犯パトロールの実施
- 通学路の見守り活動への支援
- 警察などと連携した交通安全に関する周知・啓発の推進
- 巧妙化する詐欺などの消費生活被害防止に向けた相談体制の拡充
- 若年層からの防犯意識の啓発活動
- 再犯防止として、刑務所を出所した者や非行少年であった者に対し、地域の理解促進や保護司会などとの連携による更生保護活動の支援、立ち直り支援としての就労支援や専門的な相談支援の提供

社協が取り組むこと

- 住民同士の見守りの意識醸成・啓発
- 地域における見守り活動や体制づくりへの支援
- 民生委員・児童委員、地域福祉委員、地区社協の活動を通じた見守り体制の強化
- 顔の見える関係づくりのための行事への支援や事業の実施
- 地域サロンやつどいの広場などにおける消費者被害防止や犯罪被害防止の啓発
- 介護保険事業や障がい者支援事業等を通じた、利用者の犯罪被害の早期発見

3. 地域団体のつながりの強化

現状と課題

○地域の団体間や、地域の団体と行政・社協の間の連携の強化の重要性が求められています。特に、地域の団体の中では、個別で活動に注力している団体もあるものの、他の団体や社協との連携の取り方がわからないという意見もあり、行政や社協側からの積極的な連携体制の構築が求められています。

取り組み方針

○団体同士や行政・社協との連携体制の構築を進め、地域を支えるネットワークづくりを推進します。

住民が取り組むこと

○地域にある事業所との交流会等に参加してみましよう

組織・団体等が取り組むこと

- 各種団体の役割を活かして地域内の活動の活性化を図りましよう
- 事業所間の情報交換や、連携した活動、行政や社協との協働などに取り組ましよう
- 地域包括ケアシステムに寄与する連携体制の構築に努めましよう

行政が取り組むこと

- 各種団体の活動支援
- 団体間の連携体制の構築や情報共有のためのネットワークの形成
- 重層的支援体制の構築に向けた多機関協働の体制づくり
- 事業所の地域貢献活動の顕彰と啓発
- 地域資源、地域人材のネットワークに向けた情報共有・活用
- 高齢者だけでなくあらゆる人を対象とした地域包括ケアシステムの構築
- こども家庭センターや地域包括支援センターによる連携体制の構築

社協が取り組むこと

- 各種団体や事業所との日頃からの連携を通じた活動の把握及び顔の見える関係づくり
- 各種団体等との定期的な情報交換の場や協働事業の企画・実施
- 個別相談への対応や地域イベント企画などを通じた地域住民と団体、事業所、機関等のつなぎ及び伴走支援
- 地域福祉コーディネーター配置体制の見直しと強化
- 各圏域における地域課題の調査・分析と、コーディネート力の向上・充実

4. ボランティアへの支援の強化

現状と課題

- 社協を中心に、養成講座の実施やボランティアセンターによる活動支援などに取り組んでいますが、ボランティアへの参加意向は低くなっています。また、参加している人も環境美化や演芸などの取り組みが多く、福祉や地域に関するボランティアへの参加は極端に少ない状況です。
- ボランティア活動自体への参加を促し、興味関心を持ってもらえるような情報発信を行うとともに、様々な分野で活動するボランティアを増やしていけるような研修・講座の実施が求められています。

取り組み方針

- ボランティア活動の裾野を広げるための情報発信や参加者の確保に努めます。
- ボランティアセンターによる活動支援などの内容の拡充に努めます。

住民が取り組むこと

- ボランティア活動へ積極的に参加してみましょう
- ボランティア講座に参加してみましょう

組織・団体等が取り組むこと

- 地域の人材としてボランティア活動への積極的な参加や協力をしましょう

行政が取り組むこと

- 社協と連携したボランティアに関する啓発活動の推進
- ボランティア団体の人材育成支援
- ボランティア団体への活動支援

社協が取り組むこと

- ボランティアに関する住民の意識の啓発
- ボランティア活動の事例報告・周知を通じた活動への参加促進
- あらゆる世代に向けたボランティア活動の企画及び参加促進
- 小中高校におけるボランティア活動の支援
- 各種ボランティア講座の整理及び充実
- ボランティアセンター事業の強化、登録団体の活躍の場の拡充
- 災害ボランティアセンター設置訓練や研修会の実施
- ボランティア連絡協議会の運営支援

5. 相談しやすい窓口の充実

現状と課題

- 市民からは、多様な相談を断らずに受け止め、支援へつなげる総合相談窓口の機能が求められており、早急な対応が必要です。
- 一方で、福祉課題の複雑化・複合化により、相談の声があげられない世帯や人に寄り添いながら支援へつなげる体制づくりも重要となっています。アウトリーチ型の相談支援体制づくりについても検討が必要です。

取り組み方針

- 重層的支援体制整備事業を中心とした総合的な相談窓口対応ができる体制づくりに努めます。
- 地域に開かれた身近な場所で、相談ができる体制づくりに努めます。
- 悩みや困りごとを抱えている世帯や人に寄り添いながら支援につなげるようなアウトリーチ型の相談支援体制づくりを検討します。

住民が取り組むこと

- 困りごとがあったら、行政や社協などの相談窓口を活用しましょう
- 重層的支援体制整備事業を積極的に活用しましょう

組織・団体等が取り組むこと

- 事業所として関わっている地域の課題や困りごとを抱える人を行政や社協につなぎましょう
- 支援が必要な人に適切な支援を提供できるよう、相談から支援への接続体制の構築に協力しましょう

行政が取り組むこと

- 重層的支援体制整備事業の体制整備による総合的な相談体制の充実
- くらしサポートセンター・消費生活センター・地域包括支援センター、こども家庭センター等の連携
- 身近な相談窓口との連携
- 自殺対策として「こころの相談」窓口の設置

社協が取り組むこと

- 市が取り組む重層的支援体制整備事業との連携
- 「心配ごと相談所」として常時開設の相談窓口の広報・周知
- 住民に身近な4つの圏域（社協本所、七城支所、旭志支所、泗水支所）における、総合的な相談受付体制の強化
- 窓口だけでなく電話や訪問など柔軟な対応による相談受付
- 民生委員・児童委員をはじめとする関係者や地域の支援者との連携を活かした、課題を抱える世帯の早期発見と早期対応
- 制度やサービスにつないだ後のフォローと伴走支援の実施
- ケース会議や事例検討、研修等を通し、分野を超えた生活課題に関する相談技術の向上

基本目標3 一人一人がいきいきと住みつづけられるまちづくり

1. 福祉に関わる人材育成・確保の推進

現状と課題

- 地域福祉に関わる担い手の育成は、各団体の中でも喫緊の課題となっており、各種人材養成・研修活動の重要性が高まっています。
- 福祉関係の事業所などの専門職の人材不足も全国的に課題となっており、各種事業所や関係機関とも連携しながら人材確保に向けた検討を進めます。

取り組み方針

- 地域の自主的な活動における人材育成・スキルアップなどに向けた養成・研修を支援します。
- 福祉に関する専門職の確保に向けた対応策について検討を進めます。

住民が取り組むこと

- 行政や社協が行う講座や研修へ積極的に参加してみましょう

組織・団体等が取り組むこと

- 行政や社協が行う人材育成・確保に向けた取り組みへの理解を深め、協力しましょう

行政が取り組むこと

- ゲートキーパーなどの各種人材養成、研修活動の推進、広報や参加の呼びかけ
- 福祉専門職の確保に向けた支援や大学などとの連携体制の構築

社協が取り組むこと

- 人材育成事業の見直しと強化
- 既存の各種ボランティア養成講座の見直し・拡充による人材の発掘
- 若年層に向けた人材育成事業の展開（ワークキャンプ事業（福祉のお仕事体験）、ボランティアリーダー養成事業の企画・実施など）
- 介護人材養成研修の実施



福祉体験学習（高齢者疑似体験）

2. 多様性への理解の促進

現状と課題

○人権意識の向上は福祉を推進する上で欠かせないものです。社会的にも「多様性」が重視され、様々な属性や背景を持っている人々が、それを個性として活躍できる社会の形成を目指すことが求められています。本市においても、多様性への理解を促進し、誰もが活躍できる地域づくり・まちづくりを進める必要があります。

取り組み方針

○性別や年齢、国籍、障がいの有無、性的指向など、いかなる属性や背景を持っている人でも、それを個性として認め合い、その個性を活かして活躍できる社会の形成を目指します。

住民が取り組むこと

○多様な属性・背景を持つ人たちと交流し、お互いに理解を深めましょう

組織・団体等が取り組むこと

○活動の中で、多様な属性・背景を持つ人たちとともに活動をしてみましょう

行政が取り組むこと

○多様性の理解促進と人権意識向上に向けた周知・啓発の推進

社協が取り組むこと

○多様性の理解促進と人権意識向上に向けた周知・啓発の推進



車いすユーザーによる講話（ワークキャンプ）



デイサービス利用者をつどいの広場利用児の交流

3. 福祉教育の推進

現状と課題

○福祉に対する意識を向上させるためには、子どもの頃から継続して福祉に関わる機会を設けることが重要です。市民の意見でも、幼少期から福祉に関する教育を重要視する声があります。ライフステージの中で、福祉に携わる機会を設けられるよう、学校教育・生涯学習それぞれの視点で福祉教育を推進することが必要です。

取り組み方針

- 学校教育における子どもたちへの福祉教育を充実させ、福祉の意識醸成を図ります。
- 生涯学習と連動した、ライフステージごとに必要となる福祉教育の提供体制づくりに努めます。
- 関係者による学校教育・社会教育・福祉教育の連携を図り、相乗効果による実効性の高い福祉教育の推進を図ります。

住民が取り組むこと

- 福祉や健康に関心を持ち、積極的に講座や研修などに参加しましょう
- 子どもの頃から福祉に関心を持てるよう、子どもが福祉に関わる機会を家庭や地域で持てるようにしましょう

組織・団体等が取り組むこと

- 学校での福祉教育の推進を支援するために、ボランティア・職場体験の受け入れや専門職の派遣などに協力しましょう
- 地域での福祉や健康に関する学習会などに協力しましょう

行政が取り組むこと

- 総合学習・人権学習の中での地域福祉の啓発
- 各小中学校への専門職などの派遣を通じた認知症サポーター養成講座
- 高齢者、障がい者支援施設への訪問及び交流
- 福祉・健康に関する出前講座の充実と利用啓発
- 公民館主催講座において、幅広い年齢層を対象とした各種健康講座等の実施
- 講座内容の動画配信による学習支援の実施

社協が取り組むこと

- 小中学校における福祉教育支援の実施及び拡充
- ボランティア協力校事業の推進及び拡充
- 学校における福祉学習の講師として、ボランティア団体や個人、障がい当事者などの紹介及びコーディネート
- ワークキャンプ事業の実施とプログラム内容の強化
- 区や地区社協、各種団体・機関等を通じ、あらゆる世代に向けた福祉体験学習の周知及び出前講座の実施
- 地域サロンやつどいの広場等におけるミニ講座の充実（介護予防、認知症予防、熱中症防止、消費者被害防止等）

4. 福祉サービスの計画的な充実

現状と課題

- 高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援、生活困窮者支援などの既存の福祉サービスについては、一定の満足度はあるものの、より改善を図り充実させていくべき点もあり、今後も拡充を図る必要があります。
- 複雑化・複合化する福祉課題により、様々な部署が連携して解決にあたる必要があるケースも散見されるようになってきました。また、課題を抱えていても、相談先がわからず抱え込む家庭もあると思われるため、複雑化・複合化した福祉課題の解決のための体制づくりを推進する必要性が高まっています。

取り組み方針

- 高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援、生活困窮者支援などの既存の福祉サービスの拡充に努めます。
- 8050問題、ごみ屋敷、ヤングケアラー、自殺対策、再犯防止などの、既存の福祉サービスでは対応が難しい複雑化・複合化した課題への対応体制づくりを進めます。

住民が取り組むこと

- 各種福祉サービスや制度の理解や、地域への周知に努め、支援が必要な際には公的な支援やサービスを頼るようにしましょう
- 健康づくりや介護予防に関する講座、障がいの有無を問わない地域での交流・行事などに積極的に参加しましょう
- 地域の中で複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯を見かけた際には、行政や社協、その他福祉事業所などに連絡しましょう
- 専門職につないだ後も、地域でゆるやかに見守りましょう

組織・団体等が取り組むこと

- 各種福祉サービスの維持に向けて事業所の取り組みを継続して推進しましょう
- 複雑化・複合化した課題にも対応できるように、行政や社協、他の関係団体との連携を積極的に図りましょう

行政が取り組むこと

- 健康寿命を延ばすための啓発や健康づくり・介護予防の促進など
- 高齢者福祉として、介護予防の取り組みや介護保険事業の推進、認知症支援体制の構築の促進など
- 障がい福祉として、障がいに対する理解促進や各種福祉サービスなどの障がい者支援の推進

社協が取り組むこと

- 地域サロンへの支援や指定管理施設運営などを通じた、健康づくり・介護予防の啓発、活動促進
- 既存の事業の更なる拡充、充実（高齢者支援、障がい者支援、子育て支援、生活困窮者支援、生活支援サービス等）
- 個人や家庭だけでは抱えきれない課題の早期把握と、地域での支援の検討及び展開

行政が取り組むこと

- 子育て支援として、情報発信や子育て支援の相談体制の拡充、母子保健事業の推進など
- 生活困窮者支援として、相談と適切な支援、自立支援の促進など
- 自殺対策として、相談機関の連携体制の構築やゲートキーパーの養成、こころの健康づくりの推進など
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりの推進
- 複雑化・複合化した福祉課題の対応窓口の整備と、関係機関との連携による多面的な支援体制の構築

社協が取り組むこと

- 民生委員・児童委員や各地域リーダーなどへの啓発を強化し、地域での見守り、声掛け、地域活動など、社会的孤立を生まない顔の見える関係づくりの展開
- 権利擁護に関する制度、事業の充実、強化及び啓発（日常生活自立支援事業、預かりサービス、成年後見制度等）
- 既存の制度やサービスなどのはざまにある地域課題の解決に向けた、新たな支え合いの仕組みやサービス、居場所などの創出
- フードバンク、子ども食堂への支援、ひきこもりの人の家族のつどい、認知症家族のつどい（オレンジカフェ）、法外援護による緊急一時的な経済的支援など、法や制度・サービスによらない、独自の柔軟な支援、援助、居場所の提供などの継続、拡充



地域食堂・子ども食堂でのバザー（ひのくにスマイル食堂）

フードドライブ 実施中!

フードドライブってなに？

ご家庭や企業・団体から食料の寄附を募る活動です。いただいた食料は、地域の子ども食堂や、ひとり暮らし家庭、一時的に経済的生活困難に陥る世帯に提供しています！

どこでやっているの？

菊池市社会福祉協議会（菊池市福祉会館）にて随時受け付けています！食料寄附をお考えの場合、事前にご連絡をお願いします。

お問い合わせ先

菊池市社会福祉協議会
tel. 0968-25-5000

第5章 重層的支援体制整備事業実施計画について

1 計画の趣旨

社会福祉法の改正により、令和3年度から重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業が創設された背景として、生活困窮や引きこもり、子どもの貧困、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と子育てを行う「ダブルケア」、子どもが家族の介護やケアを行う「ヤングケアラー」といった地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の各福祉分野における支援体制だけでは対応が困難な現状があります。

これらを踏まえ、重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本市においては、令和6年度から重層的支援体制整備の本事業を実施するため、その実施計画を定めるものとします。

2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

本計画については、「菊池市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とし、地域共生社会の実現を進める中で、連動した取り組みとして推進を図ります。また、各福祉分野の関連計画の内容とも整合を図りつつ推進します。

3 計画の目的

本事業の目的は、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしながら複雑化・複合化した支援ニーズに対応する地域全体で支え合う体制を構築し、すべての市民に対する重層的なセーフティネットの強化を図ることです。庁内関係部署の連携を図りながら、市全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制の構築を目指します。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、毎年度実績等を勘案し必要に応じて計画の見直しを行います。見直しにあたっては、PDCAサイクルにより、課題・改善事項を整理して、事業を推進します。

5 実施事業について

(1) 包括的相談支援事業

「高齢」「障がい」「子ども・子育て」「生活困窮」の各分野において実施されている既存の相談支援はそのまま活かしながら、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の整理を行うものです。

本事業を実施する相談窓口の形態として、庁舎内にある既存の窓口及び福祉まると相談室を活用します。

受け止めた相談は、必要に応じて適切な支援機関につながります。相談のうち、課題が複雑化・複合化し、課題の整理や支援機関の連携等による支援が必要な場合には、多機関協働事業につながります。

(1) - (ア) 相談支援機関の拠点等設置状況

主な対象分野	相談支援機関名(相談窓口)	設置数	運営形態
高齢・介護	地域包括支援センターの運営 設置数 1 菊池市地域包括支援センター 1 ：高齢支援課	1	直営
障がい	相談支援事業 設置数 2 ・菊池市障がい者基幹相談支援センター 1(庁内) ・障害者相談支援事業 1(庁外) ：福祉課	2	委託
子ども・子育て	利用者支援事業 設置数 1 菊池市こども家庭センター 1 ：子育て支援課、健康推進課	1	直営
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業 設置数 1 菊池市くらしサポートセンター 1 ：生活支援課	1	委託

(2) 参加支援事業

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に
対応するため、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行う事業で
す。本人のニーズや課題等を丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートするなど、
本人の支援メニューのマッチングを行います。

(2) - (ア) 参加支援事業の実施状況

事業名	実施主体	運営形態
参加支援事業	社会福祉協議会	委託

(3) 地域づくり事業

「高齢」「障がい」「子ども・子育て」「生活困窮」の各分野において実施されている既存の地域
づくりに関する事業の取り組みを活かし、交流の場や居場所の整備を行うとともに、地域におけ
る資源の開発やネットワークの構築等により、多様な取り組みのコーディネート等を行うもので
す。

地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多
様な場や居場所の整備を目指します。

(3) - (ア) 地域づくり事業の実施状況

分野(事業名)	拠 点	設置数	運営形態
高齢・介護 地域介護予防活動支援事業	菊池市社会福祉協議会、 その他(各地域等に出向く事業のため)	-	委託
高齢・介護 生活支援体制整備事業	菊池市地域包括支援センター	1	直営
障がい 地域活動支援センター機能 強化事業	地域活動支援センター つどい	1	委託
子ども・子育て 地域子育て支援拠点事業	つどいの広場 ひだまり、あいあい、 ひなたぼっこ(委託)3、 子育て支援センター さくらんぼハウス、 スマイル新明(補助)2	5	委託 補助
多分野 生活困窮者支援等のための 地域づくり事業	菊池市社会福祉協議会、 その他(各地域等に出向く事業のため)	1	補助

(4) 多機関協働事業等

複雑化・複合化した支援ニーズを有し、支援関係機関の通常の連携体制による解決が困難なケースについて、支援関係機関からの要請を受け、役割分担や支援の方向性の整理等、支援の調整を行います。必要に応じて重層的支援会議を開催し、支援関係機関と協議を行います。

また、長期にわたり引きこもり状態にある等、支援ニーズを抱えながらも自ら支援を求めることのできない人や、支援につながることに拒否的な人に対し、支援を届けるアウトリーチ型の事業についても体制整備を行います。

(4) - (ア) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施状況

事業名	実施主体	運営形態
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (情報収集、庁内及び関係機関等との連携、訪問・電話・手紙等により、継続的につながり続ける機能)	健康福祉部及び菊池市社会福祉協議会	一部委託

(4) - (イ) 多機関協働事業の実施状況

事業名	拠点	設置数	運営形態
多機関協働事業	健康福祉部	1	一部委託

6 支援会議・重層的支援会議

(1) 支援会議

本人からの同意が得られていないが、緊急性のあるケースや、早期に支援体制の検討を進める必要のあるケースについて、支援関係機関間で情報共有や支援体制の検討を行うため、社会福祉法第106条の規定に基づき、守秘義務を設けた支援会議を開催します。

(2) 重層的支援会議

本人からの同意が得られたケースについて、支援関係機関間で支援方針の共有や役割分担を行うことを目的として開催します。包括的相談支援事業者をはじめとする支援関係機関等からの要請を受け、会議の調整等を行います。また、支援調整会議等も、取り扱う内容により重層的支援会議として位置付けます。

■会議開催の方法

代表者会議

- ◆ 庁内各課等(地域福祉計画プロジェクトチーム等)や関係機関等を含めた代表者会議
(年1～2回程度開催)
内容 事業の進捗状況報告及び意見交換等を行う。

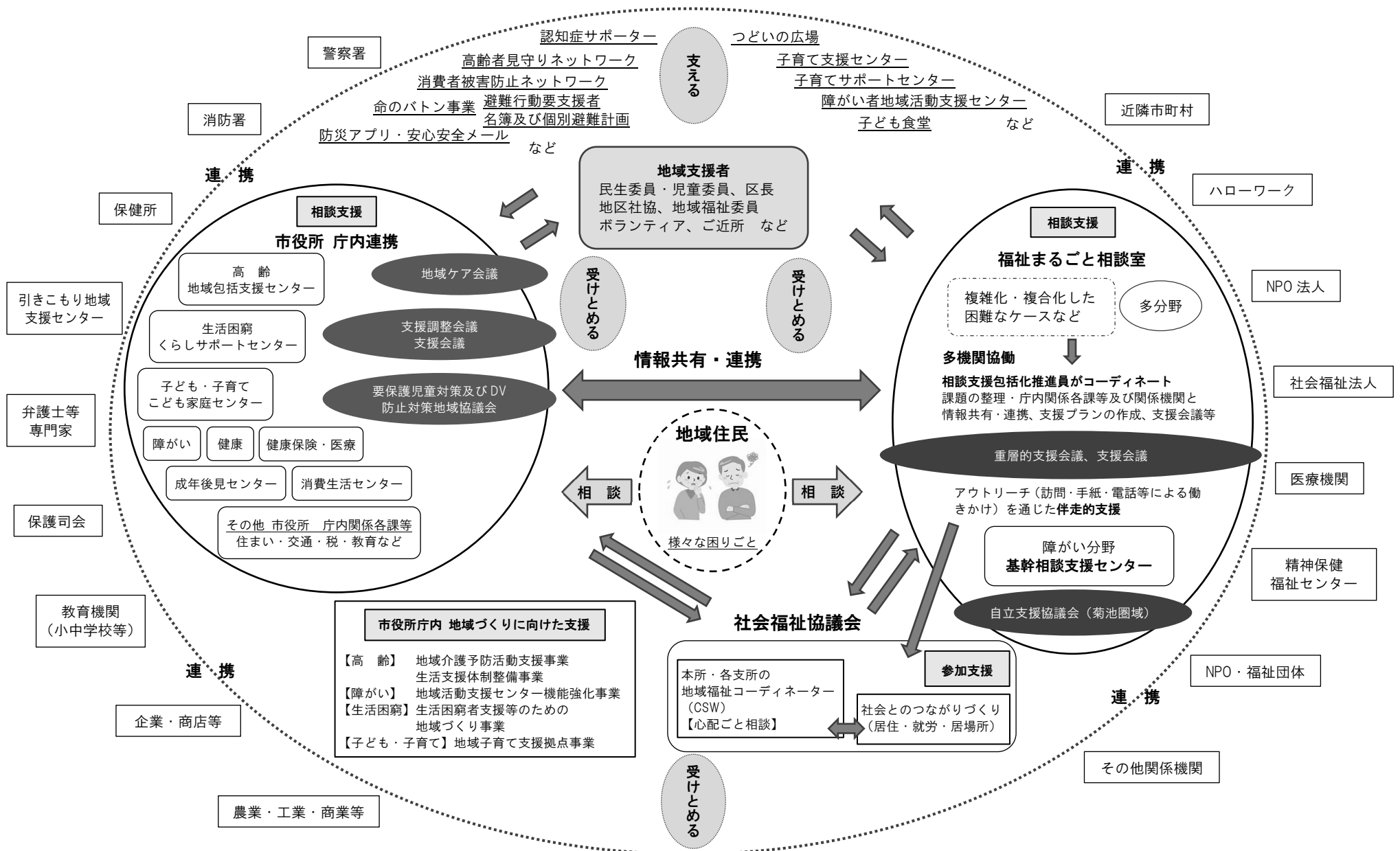
福祉まるごと相談庁内連携会議

- ◆ 庁内関係各課等との庁内連携会議(月1回程度開催)
内容 相談窓口の理解、相談実績報告及び情報共有、困難ケース検討、連携強化のための相談体制の協議を行う。

重層的支援会議

- ◆ 関係機関等による個別の会議(随時開催)
 - ・ 個別ケースの内容に応じ、庁内関係各課及び各種支援機関等と連携を図り支援方法の検討等を行う。
 - ・ 支援プラン(支援内容)の協議や確認を行う。

菊池市重層的支援体制 取り組みイメージ



第6章 自殺対策計画について

1 計画の趣旨

菊池市では、令和2年3月に「菊池市自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない菊池市」を目指して、各種施策を推進してきました。

しかし、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、社会情勢や経済状況が一変したことで、自殺者数が増加し、特に女性の自殺者数の増加などが新たな課題となっています。このような中、令和5年度をもって、この計画期間が終了することから、新たな課題やニーズなどを踏まえた「第2期菊池市自殺対策計画」を策定いたします。

2 計画の位置付け

本計画は、自殺総合対策大綱及び自殺基本対策計画の第13条に基づき策定するものです。また、本計画では、市民が健康で生きがいを持って暮らせる社会の実現を目指し、計画的かつ効果的に自殺対策を実施するため、保健・医療・福祉・教育・労働・警察・民間団体等の様々な分野の機関や団体がそれぞれに役割を担いながら、連携、協力して取り組んでいくための計画です。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、毎年度実績等を勘案し必要に応じて計画の見直しを行います。見直しにあたっては、PDCAサイクルにより、課題・改善事項を整理して、事業を推進します。

4 自殺対策における基本施策について

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策の着実な推進に向け、行政や関係機関、企業、市民などが担うべき役割を明確化し、共有しながら、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業の推進と連動して、多分野・多機関が協働して支えるためのネットワークの強化を図ります。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策のためには、地域の中で、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要です。そのため、地域の中で「気づき」を得られるよう、地域福祉人材の育成と連動しながら、研修や学校教育などを通じてゲートキーパーなどの育成に取り組むとともに、育成した人材と関係機関や行政とが連携を取れる体制の構築に努めます。

(3) 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるのは誰にでも起こりえる危機として捉え、危機に陥った際、適切に支援や援助を求められるための環境を構築することが必要です。地域福祉の推進に向けた市民への啓発活動と連動し、自殺対策に関する相談窓口の周知や意識啓発を推進することで、多くの市民が「いのちを守る行動」を行うために必要な知識を身につけられる環境形成に努めます。

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策を進める上では、「生きることの促進要因」を増やすことも重要となります。生きがいをもって暮らせるよう、地域福祉と連動した孤立を防ぐ居場所づくりを進めるほか、自殺未遂者や自死遺族への支援を行います。

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

子どもの自殺が社会問題として捉えられ、教育現場においても自殺対策の推進は必要不可欠となっています。子どもたち自身が悩みや生活上の困難を抱えた際に、どこに相談すればいいのか知っておくことができるように、外部講師の派遣などを行い、児童生徒にSOSの出し方や相談窓口を伝えるプログラムを検討します。

5 自殺対策における重点施策について

自殺対策の推進にあたっては、特に注力して取り組む対象を設定することが重要であり、国は重点パッケージの設定を推奨しています。

本市では「高齢者」「生活困窮」「勤務・経営」「女性」に関わる自殺への対策を今後の重点施策と定め、取り組みを進めていきます。

(1) 高齢者の自殺対策の推進

高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、結果的に自殺リスクが急速に高まることがあります。そのため、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が大きな課題となっています。

また、今後、団塊世代の高齢化がさらに進むことで、介護に関する悩みや問題も増えていくことが考えられます。

そこで、本市は高齢者支援に関する情報を本人のみならず、家族や支援者等に対しても積極的に情報発信します。

(2) 生活困窮者支援と自殺対策の連動性の向上

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。生活困窮者による自殺を防ぐには、経済的な支援に加えて、就労支援や心身面の疾患に対する治療や、様々な分野の関係者の協働により、生活困窮者を包括的に支援していく必要があります。

(3) 勤務・経営問題に関わる自殺への対策の推進

過労やパワハラ、職場の人間関係等勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制を強化するとともに、健康経営に資する取り組みを推進します。

(4) 女性の自殺対策の推進

すべての年代において、女性の自殺者数が増加していることから、妊産婦への支援の充実を図るとともに、女性の貧困やDVなど、コロナ禍で顕在化した課題へのアプローチを強化していくことが重要です。

第7章 計画の進め方

1 行政の役割

(1) 市全体での推進

「子どもから高齢者までが安全・安心に暮らせること」は、行政運営の基本であり、福祉・健康づくりに関わる施策とともに、地域での支え合いとなる地域福祉を進めていきます。特に、今後一層の高齢化を見据え、健康づくり、介護予防、介護保険サービスを補う各種取り組みが、医療費や介護費の軽減にもつながるため、市全体での推進が必要となります。そのため、長期的な財政運営の観点からも、地域福祉の基本理念やそれぞれの役割等を、行政自ら、そして社協、市民、関係機関に示していきます。

(2) 行政施策全体での推進

行政施策全般を地域福祉の視点で点検することで、過疎・高齢化対策や生活利便性の確保など地域住民の福祉向上に資する内容としていきます。そのために、行政職員自身の意識づくり・研修や関係部署による「プロジェクトチーム」を継続するとともに、第4期では、全庁的に施策の総合化・調整を進めます。

(3) 福祉・健康関連施策の連携

高齢者、障がい者、子育て等、制度的に担当部署が分かれています。福祉課を窓口とし関係部署の取り組みを連携させ地域福祉を進めます。特に、生活困窮や自殺、難病等に関わる課題や、複合的な課題など、各部署が連携して取り組む体制の充実を進めます。

(4) 地域福祉推進の財源確保

地域福祉を推進していくためには、公的な財源・人材の確保が必要です。

2 社協の役割

(1) 地域福祉推進の実働

社協は、地域福祉を推進する団体であることが法律に位置付けられています。民間法人である機動性や柔軟性を活かし、行政が直接行うよりも、より効率的な事項について実働役としての役割を果たします。

(2) 地域住民との直接のつながり

地域住民と直接つながり合う「顔の見える社協」であることが最も重要です。地域福祉に関する座談会や研修会の開催、各種情報提供を行うほか、地域課題の把握のため積極的にあらゆる場に出向き参画しながら、住民との交流や情報交換を図ります。

(3) 既存の事業の見直しと新たな取り組み

既存の事業について、実績や効果を検証し、改めて手法や目標の設定の見直しを行います。特に、コロナ禍で休止や縮小を余儀なくされていた事業については、規模や方向性について再度検討します。

また、社会情勢や住民の意識の変化、今後の見通しなどを十分に踏まえながら、新たな事業や場づくりに果敢に取り組めます。

(4) 地域の福祉課題の解決に向けた連携とコーディネート

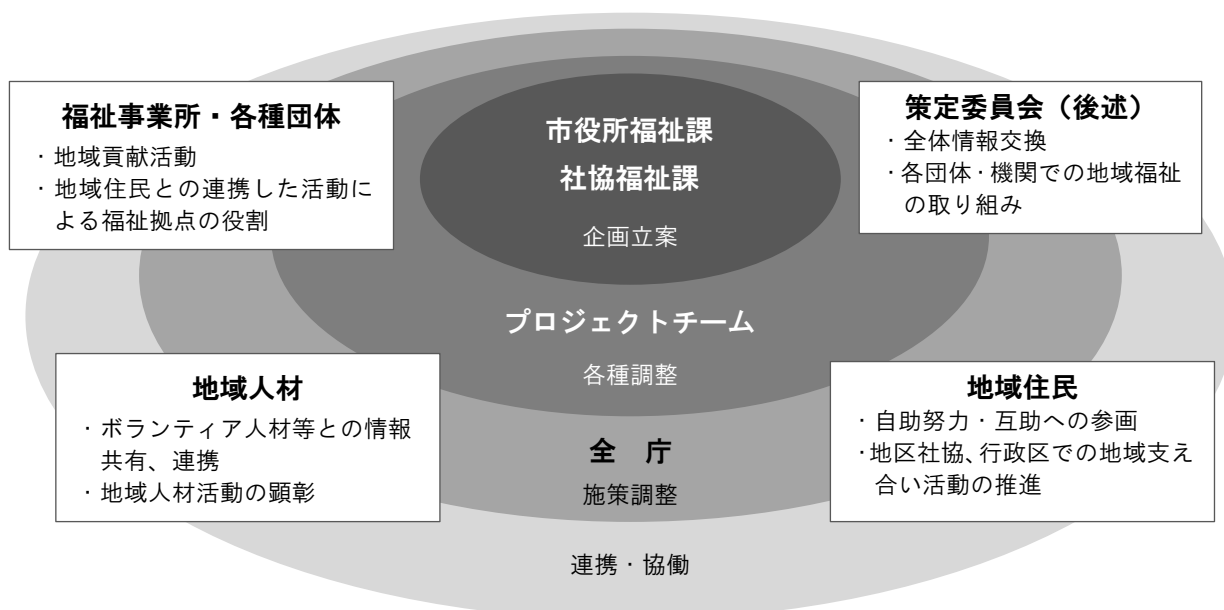
福祉課題の解決については、行政をはじめ福祉事業者や各団体等との連携が欠かせません。把握した個人や地域の福祉課題については、速やかに行政や専門の関係機関へ共有し、つなぎ役としての機能を果たします。また、課題解決に必要な新たなサービスの創出や支援体制の構築に向けて、行政や地域住民、各種関係機関へ働きかけるとともに、協働の取り組みのコーディネートの役割を果たします。

(5) 地域福祉推進のための財源確保

以上のような地域福祉推進の役割を担うことで社協の活動の周知を行い、事業所や個人の理解のもと、会費や募金等への更なる協力をお願いしていきます。また、地域福祉推進に必要な新たな資金確保の方策についても取り組んでいきます。

3 計画の推進体制

下記の体制を構築して、計画の推進に努めます。



●プロジェクトチーム

行政関係部署を加えたプロジェクトチームで総合調整を行い、各施策の地域福祉の視点での調整など横のつながりを担保します。

●全庁での取り組み

プロジェクトチームに関わる部署だけでなく、地域福祉推進にすべての部署が関わっていく体制の充実を進めます。

●地域住民との協働

福祉座談会の開催、見守りマップ作成、人材育成と活躍の機会提供等で協働します。特に、社協が担う福祉座談会で直接地域とのつながりを進めます。

●地域人材との協働

民生委員・児童委員など地域福祉活動にあたっている地域人材との連携や情報共有を進めていきます。

●福祉事業所や各種団体との協働

関係機関との連携、情報交換を密に行います。

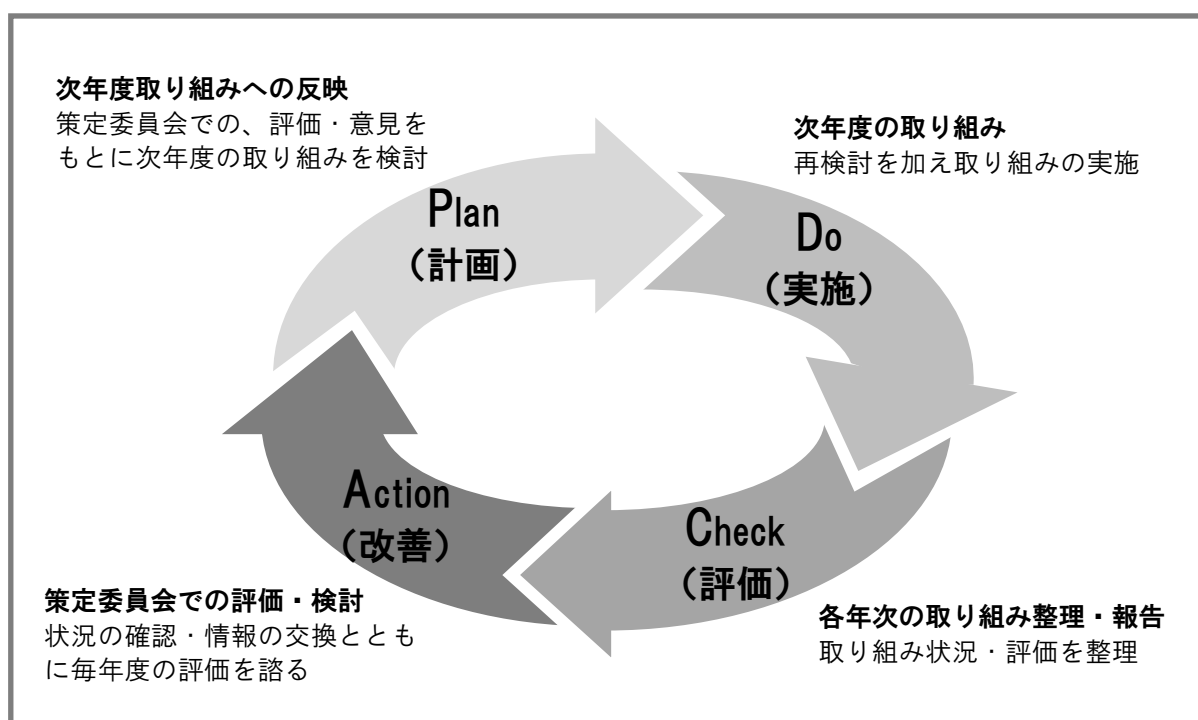
4 計画の進行管理と評価

(1) 策定委員会の役割

計画策定後も取り組み状況进行评估するとともに、今後の計画推進に対する助言などを次年度以降に反映させます。また、福祉全般に関わる情報・意見交換の場とし、地域福祉の推進に寄与します。

(2) 計画の進捗管理・評価

数値で表せる指標は、数値を踏まえ進捗管理を行います。また、数値として表せない事項については、検討の経過状況を示し進捗状況の評価に代えます。



資料編

1 菊池市地域福祉計画策定委員会条例

平成20年3月28日

条例第2号

改正 平成24年条例第2号

平成31年3月28日条例第7号

(注)平成22年1月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 本市の地域福祉を推進するため、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第107条の規定に基づく地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定等に当たり、必要事項を調査及び審議するため、菊池市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) 法第55条の2第6項の規定による地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 住民の代表者
- (4) 関係機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があるときには、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(菊池市地域福祉計画策定委員会条例の一部改正)

13 菊池市地域福祉計画策定委員会条例(平成20年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条中「市民部」を「健康福祉部」に改める。

附 則(平成31年条例第7号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 菊池市地域福祉計画策定委員会委員名簿

番号	委員会 役職	氏名	役職
1	委員長	竹中 健	九州看護福祉大学大学院 看護福祉学研究所 教授
2	副委員長	井上 石根	菊池市老人クラブ連合会 会長
3		中 良輝	菊池市区長協議会 理事
4		渡邊 豊子	菊池市民生委員児童委員協議会連合会 監事
5		宮本 博文	菊池市商工会 泗水支部長
6		児島 経詞	菊池地域農業協同組合福祉部福祉課 統括管理者
7		上田 和宣	特別養護老人ホームあさひが丘荘 施設長
8		最上 太一郎	社会福祉法人菊愛会 理事長
9		後藤 慶治郎	菊池地区保護司会 菊池分会 分会長
10		川上 剛史	菊池郡市医師会居宅介護支援事業所 管理者
11		岩根 利一	菊池市ボランティア連絡協議会 会長
12		福田 俊彦	菊池市保育協議会
13		中原 洋	人づくり愛塾 代表
14		井野 英利	菊池市自治公民館長連絡協議会 会長
15		山本 幸二	菊池市校長会 会長（泗水中学校 校長）
16		荒木 真紀子	菊池女子高等学校 理事長・校長

3 計画の策定経過

年 月 日	項 目	内 容
令和5年7月24日	第1回菊池市地域福祉計画プロジェクトチーム会議	前年度の事業評価と今年度の事業実施方針 第4期計画の方針 アンケート調査等の実施方針
令和5年8月2日	第1回菊池市地域福祉計画策定委員会	前年度の事業評価と今年度の事業実施方針 第4期計画の方針 アンケート調査等の実施方針
令和5年9月11日～ 9月25日	アンケート調査実施	市民3,000人に向けたアンケート調査の実施
令和5年9月17日	グループインタビューの実施	地域福祉に関わる方や高校生へのインタビューの実施
令和5年10月26日	第2回菊池市地域福祉計画策定委員会	アンケート調査等の結果報告 第4期計画の骨子案の検討
令和5年12月14日	第2回菊池市地域福祉計画プロジェクトチーム会議	第3期計画の評価 第4期計画の素案の検討
令和5年12月25日	第3回菊池市地域福祉計画策定委員会	第3期計画の評価 第4期計画の素案の検討
令和6年1月18日～ 2月16日	パブリックコメントの実施	市民からの意見聴取のためのパブリックコメントの実施
令和6年2月20日	第4回菊池市地域福祉計画策定委員会	第4期計画案の承認

4 用語集

【あ行】

アウトリーチ

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。様々な形で必要な人に必要な支援や情報を届けること。

命のバトン

病歴や緊急連絡先、かかりつけ医などの情報を（バトン型の）筒状の容器に入れ、冷蔵庫などに保管し、緊急時の迅速な対応に役立てるもの。

NPO

非営利活動を行う市民団体のことで、一般的には、ボランティア団体や公益的な法人を営むとされている。

【か行】

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応を図ることができる人。

コーディネート

複数のこと・人などを調整し、全体をつないだり、まとめたりすること。

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる相談窓口で、保健師や関係部署と連携しながら子育て支援を行う機関。菊池市での愛称は「きくぴあ」。子育て支援課内に設置。

子ども食堂

経済的な問題を抱えていたり、共働き世帯などで孤食の機会が多い子どもたちに対して、無料もしくは低料金での食事提供や学習支援などを行う社会活動のこと。

子どもの貧困

「相対的貧困」の状況におかれる子どもに対する社会問題としての名称。等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯のことを「相対的貧困世帯」と呼び、毎日の衣食住に事欠く「絶対的貧困」とは異なるものの、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向があるとされている。

コミュニティソーシャルワーク

支援を必要とする高齢者や障がい者、子育て中の親などに対して、見守りや課題の発見、相談援助を行い、必要なサービスや専門機関へつなぐこと。また、この役割を担う人を、「コミュニティソーシャルワーカー」と呼ぶ。

【さ行】

災害ボランティアセンター

被災地に臨時で設置されるボランティア活動の窓口。被災者ニーズの把握、情報の受発信、行政との仲介や調整、外部ボランティアの受け入れ、派遣調整などを行う。基本的には当該市町村の社協が設置し、運営にあたる。

サロン

行政区や小地域ごとに高齢者をはじめ地域住民が気軽につどい、お茶を飲んだり体操をしたりする場。主に参加者が歩いて行ける公民館や集会所などで実施されている。

自主防災組織

災害対策基本法に規定される地域住民による任意の防災組織。主に行政区が母体となり地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う。

社会福祉法人

社会福祉事業の透明性と公共性を確立するために、特別に設けられた公益法人。

小地域福祉活動

誰もが安心して生きがいを持って安全に暮らすことができる地域づくりを目指して進められる地域住民主体の福祉活動。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が不十分な人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

【た行】

ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創り上げる社会のこと。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などに対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅での自立した生活を送ることを支援しようとするもの。主に社協が事業を行う。

地域福祉コーディネーター

生活支援や地域支援など、地域資源や人材を活かしたサービスの組み立てなどを行う者。

地域包括ケア

健康づくり、医療、在宅ケア、リハビリなどを、地域と関係者などが一体的・体系的に、生活ニーズに応じて適切かつ継続してサービスが提供されること。

地域包括支援センター

介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者及びその家族からの相談の受付や、高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援を行う総合的な相談・サービスの拠点。

地区社協

小学校区などを単位として地域福祉活動に取り組む住民による組織。現在、旧菊池地域に11の地区社協がある。

DV（ドメスティックバイオレンス）

家庭内や同居者間などでの暴力や攻撃的行動のこと。身体だけでなく心理的、経済的、性的暴力などを含む。元夫婦や恋人間での状況も指す。

【な行】

認知症サポーター養成講座

認知症についての基本的な理解促進のための講座。受講の証としてオレンジリングが渡される。

農福連携

農業と福祉の連携のこと。主に障がい者等が農業分野での活動を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組み。障がい者の就労や生きがい等の場の創出となるだけでなく、農業就業人口の減少や、高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる。

【は行】

8050 問題

80 代の親が 50 代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。

バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅などにおいて、障がい者や高齢者が利用しやすいように改良すること。具体的には、段差の解消、手すりの設置、点字案内板の設置などがあげられる。

避難行動要支援者

災害発生時の避難などに特に支援を要する方。高齢者や障がい者、妊婦、難病の人など。

福祉避難所

一般の避難所では避難生活が困難な、高齢者や障がい者、妊婦など、災害時に援護が必要な人たちに配慮した避難施設のこと。

防災士

平常時には、防災に関する知識や技能を活かして、災害に備えた啓発活動や訓練、防災・救助計画立案への参画などを行い、災害時には、救助・救命、避難の支援、避難所の運営などを行う者。NPO 法人日本防災士機構が認定を行っている。

防災見守りマップ

行政区などの身近な単位で、消火栓の位置、災害危険性のある箇所などの地域の防災状況を整理するとともに、自力では避難が困難な人など見守りの必要な人の把握を行うためのマップ。

保護司

法務大臣から委嘱を受け、保護観察や犯罪予防活動を行う者。

ボランティアセンター

ボランティア活動に関する総合窓口。ボランティアに関する相談対応、活動場所の提供や各種講座、講演会による啓発活動、情報提供などを行っている。

【ま行】

マッチング

需要側と供給側を引き合わせる事。本計画では、ボランティアの支援を必要とする人と、それに対応するボランティア活動者を調整すること。

民生委員・児童委員

民生委員は社会福祉の増進のために、地域住民の生活や福祉全般に関する相談援助活動を行う。「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する相談や支援も行っている。住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役。

【や行】

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

ユニバーサルデザイン

建物・生活用品・機器などを、年齢・性別・障がいの有無などに関わらずすべての人が安心・安全に利用しやすいようにあらかじめ考慮して設計・デザインすること。

【わ行】

ワークキャンプ

菊池市社協では、小中学生・高校生や社会人を対象に夏休み期間などに福祉施設などの福祉体験・ボランティア体験を行うこと。

ワークショップ

多様な価値観や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いに関わらず、誰もが自由に意見を出しやすいよう工夫された会議の手法。講義などのような一方的な知識伝達のスタイルではなく、様々な人の意見やアイデアを交換・紹介することにより、課題解決のための方策の提案などを行う。

第4期菊池市地域福祉計画・地域福祉活動計画

【発行・編集】令和6年3月

〒861-1392 菊池市隈府 888 番地

○菊池市健康福祉部福祉課

Tel : 0968-25-7213 Fax : 0968-25-5166

〒861-1331 菊池市隈府 888 番地 2

○菊池市社会福祉協議会

Tel : 0968-25-5000 Fax : 0968-25-5432